

第十九回国 参議院大蔵委員会會議録第四十六号

昭和二十九年五月二十日(木曜日)午前十一時十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君
理事 藤野 繁雄君
小林 政夫君
菊川 孝夫君
東 隆君

委員

青柳 秀夫君
岡崎 眞一君
木内 四郎君
白井 勇君
山本 米治君
土田国太郎君
前田 久吉君
三木與吉郎君
成瀬 暢治君
堀木 謙三君

政府委員

大蔵政務次官 植木庚子郎君
大蔵省主税局長 渡辺喜久造君
大蔵省主税局税関部長 北島 武雄君
大蔵省銀行局長 河野 通一君
事務局側 常任委員 木村常次郎君
会専門員 会専門員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君

説明員

大蔵省主税局長 白石 正雄君
税制第一課長

本日の會議に付した事件

○日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大矢半次郎君) これより大蔵委員会を開会いたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案を議題といたします。先ずその内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(渡辺喜久造君) 条約のほうはどういたしましてよろうか。

○菊川孝夫君 一つ要点だけを。

○政府委員(渡辺喜久造君) 昨日参議院の外務委員会でも全会一致の御承認を得まして、近く本會議にも御上程願え

ると思つておりますが、租税関係の条約、二重課税の防止のための条約、これが二つあるわけでございまして、その

の実施に伴ひまして、一応簡単な法律ではあります、法律を作る必要があるのじやないかというので、御審議を願うために上程してあるわけでござ

います、そのような次第でございまして、法律の基になつていふと考へられ

ます条約につきまして、極く簡単に御説明申し上げたいと思ひます。その

次に法律案について御説明申し上げたいと思ひます。

条約は二つに分れておりまして、一つは所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約、それ

からもう一つは、遺産相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約、こういうふうになつております。

要するに、所得税、法人税の二重課税防止のための条約と、相続税・二重課税防止のための条約であります。

従来日本は他の国と國際的に条約を結びまして、二重課税防止ということをやつておたことはございませんで、今度が初めてであるわけでありま

すが、ただ二重課税防止のために外国との間に交換文書を取り交わして一応やつていたという事例は一つございま

す。それは大正十二年の法律で船舶の二重課税の防止に関する法律といふのがございまして、船舶の所得につきま

しては、相互免除主義の原則に基きまして、相手国がそれを承認するならば日本も免除しよう。例へば日本の郵船

がアメリカのサンフランシスコに支店を持つてゐる、アメリカのプレジデン

ト・ラインが日本の横浜に支店を持つてゐる、そこにおのずから所得も生れ

るわけでございますし、そうした場合におきましてアメリカのほうで免税す

れば日本のほうでも免税する、こういうふうなことが出来る基礎的な法律

がございまして、その基礎的な法律に基きまして、交換文書を取換することに

よりまして、従来やつておりましたのは、アメリカ、イギリス、カナダ等、相当

数の国がやつております。併しこれは今申しましたように、条約でやつてい

るわけではないわけでありまして、殊にその対象となりますものは船舶所得

といふた非常に限定されたものであります。今度考えられておりますのは、

所得税、相続税の兩者についてのもの

でございますが、

先ず所得税に対する条約から申しま

すと、これが全体で二十条からなつて

おりまして、本文が二十条、それに前

文と本文がついておられます。それで、

一応冒頭の第一条におきまして、先ず

以てどういふ税がこの二重課税防止の

対象になるか。アメリカ合衆国におきましては連邦所得税、それから日本にお

きましては所得税及び法人税、アメリカにおきましては御承知のように、

法人に対する課税も所得税の名前で課税されておりますので、連邦所得税とい

う名前を使ひますことによりまして、日本の所得税と法人税とがこれに

当るわけでございます。条約がお手許にございせんのでおわかりにいか

も知れませんが、昨日の外務委員会でも、二重課税のあつた点など或いは御疑

問として残るかと思ひますので、この機会にその辺を中心におきまして御説

明しておいたほうがよいと思ひます

が……。

○小林政夫君 相当この交渉を始めてから今日まで時間をかけていますね。

どこが問題点だったのか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 条約を御覧願ひますと、連邦所得税の下に括弧して「附加税を含む」という字が入つて

いるのですが、この附加税といふのはどういふのか、実は昨日外務委員会

で御質問がありました。と申ししますのは、シャウブ勧告前におきまして、日

本においては、地方税で所得税附加税といふたような恰好のことをやつて参

りましたので、この附加税といふのがどういふ税かという御疑問のようござ

いまして、御尤もな質問でござい

ますが、アメリカにおきましては、御承知だと思ひますが、イギリスでも同じ

であります、ノーマル・タックス、サー・タックスといふ二つの税になつ

てゐるわけでございまして、最近ではこの二つの区分が殆んどアメリカでは

なくなつて来ておりますが、このサー・タックスについては一番御理解を得やす

いと思ひますのは、曾て日本に分類所得税と総合所得税といふのをやつて

いたことがあります。分類所得税といふのは比例税率で課税し、総合所得税

といふのは累進税率で課税して行く、その分類所得税のうちに、区分は

ございせん、一率に三%の税率でございまして、これがノーマル・タックス、そしてサー・タックスといふのが累進税率になつております。これは

個人の場合でございまして、そのサー・タックスを従来我々は附加税と訳して

おりまして、ここに「附加税を含む」とあります。その附加税のわけでございますが、地方税としての税ではないわけでございます。なお同じように御質問になりました一点、地方税についてはそれは二重課税防止はできないのかという点につきましては、我々もいろいろ検討して見ましたが、結局地方税におきましては各国の差が相当激して、特にアメリカの場合におきましては、ステートがかなり大きな権力を持つてゐるわけでございます。連邦政府と交渉してもなかなか地方税の問題は片付かない。今まで地方税関係でアメリカと二重課税防止条約を結んでゐる国はございません。アメリカ力は連邦の税については、二十数カ国と二重課税防止の条約を結んでおりますが、地方税関係ではそうした関係はございません。従ひまして日本としましても、地方税の關係はちよつと我々も自信がございませんし、権限關係から行きましては難かしい実情にあるわけでございます。結局先ず取上げらるべきものは、アメリカにおいては連邦所得税、日本においては所得税及び法人税、そして将来同じような種類の税が、各前は変更しても作られたら、それはこの条約の対象の中に入ることになつておまして、これは国際間の二重課税防止の条約のいわば慣例的な扱いでございます。

それから条約は第二条においていろいろな用語の定義をいたしまして、第三条以下に一定実質的な二重課税防止の規定を盛つてゐるのでございますが、大体これは二つに分れると申上げたいと思つております。と申しますのは、そも／＼二重課税が行われます

のは、御承知のように、日本の所得税でいへば、日本に住所を持ち、或いは一年以上居所を持つてゐる者であれば、その人の所得の全部について所得税がかかる。そうでない人であつても、日本にある事業とか、そうしたもののから生れる所得については税がかかる。そうして同じことがアメリカにおいても多々わけございまして例へば法人の例を挙げたほうが分りがいいかと思ひますが、日本の商社がニューヨークに支店を持つておきますと、その商社はニューヨークの支店の利益をも含めて日本の法人税が課税になる。ところが、ニューヨークの商社の利益に對しましてはアメリカの所得税が課税になる。即ちニューヨークの支店における利益に對しましては、日本の法人税とアメリカの所得税と両方が課税になる。ここに二重課税の問題があるわけでありまして、そこで、これを防止する方法として、実は国内法でもできるのです。すでに、アメリカでは古くから内國歳入法百三十一条という規定がありまして、アメリカの商社の、日本にある支店で得た利益に對して、日本の法人税がかつた場合に、法人税はアメリカの所得税から控除してやる。日本でも、昨年本委員会御審議を願ひました所得税法及び法人税法の改正によりまして、今申しました、商社のニューヨークの支店における利益に對して納めた税金は控除する、こういうたような規定になつておまして、その意味では、二重課税の防止は一応はできるわけでございます。ただ、こういうことのは、結局、アメリカの課税権と日本の課税権とが競合するが故に起るわけでありまして、従つ

て、二重課税防止をしようとした場合、アメリカの課税権がぐつと強く出て参りますと、強く出て参つたその分をそのまゝ是認して控除してやらないうと、負担は納税者のほうへ行く。そこで競合する課税権をどう調整するか。特に今申しました支店といつたような關係の、まあ、我々は制限納税義務者と呼んでおきますが、支店があり、それと同種のもの、そのうした制限納税義務者に対する課税権をどういふふうに調整するかという、制限納税義務者の調整問題だと思つておきます。それが、実は第三条から第十三条まで一応条約の中に入つておきます。一番よく問題になりますのは、商社の關係でありまして、商社がアメリカで商売をした場合において、どういふ姿でアメリカの税金がかかるか。これは、やはりはつきりしておきませんと、商社としてはなかなかアメリカへ出て行きにくい問題であります。勿論ただ單純に、アメリカの会社から注文を受け、品物をこちらから売つて送つてやる。これはアメリカの税金がかかるわけではございません。ただアメリカにおきまして、例へば、エーゼントを持つた場合に、そのエーゼントがどういふ姿のエーゼントの場合にはアメリカの税金がかかるか。或いは更に進みまして、そこに支店を持ち、事務所を持つ場合には当然の境目をどこにどういふふうに引くかという問題が出て来るわけでございますが、考え方としては、条約におきましては、恒久的な施設を持つてゐる場合はアメリカの税金がかかる。それは第一

条の定義できめておりまして、事務所、工場、作業場、支店、倉庫、その他事業を行う一定の場所、こういうふうになつております。併し、いろいろ注釈がついておりまして、代理店でありまして、そこに商売の包括的な権限が与えられてゐる場合におきましては恒久的な施設があるものと見る。それから、単に仕入れだけやる事務所があつても、それは恒久的な施設があるものとは見ない。綿花なら綿花を仕入れただけする事務所を日本の紡績会社がアメリカに持ちまして、アメリカの税金の課税の問題にはならん。ただ商社がそこで仕入れをし、同時に、例へば、南米などへ又転売するといふ場合には恒久的施設に入るといつたようないろ／＼な原則がきめられておまして、その恒久的施設を持つた場合にはアメリカの税金がかかる。こういう問題が一番基本的な大きな問題になつてゐるわけですが、そういうたような規定とか、それから、例へば、日本が相当外債を持つておりますが、そうした場合におきまして、現在の国内法でやりますと、利子を払う場合、日本で源泉課税する。この源泉課税の率を一体どういふふうにするか。向うには住所があるわけであり、その意味からすると、債権者国のほうにも、或る程度税金を取る権利があるのじやないか。同時に、源泉がこちらから生れるのだから債務者国も税金を取る権限があるのではないか。こういうたようなことで、これは曾つてよく争ひの因になつたのです。が、そういう場合におきましては、今度の条約におきましては、百分の十五を越えない、こういうところで一応の

話合ひを進めております。その他、例へば日本から向うへ人が行つた場合に、その場合の課税關係をどうするか。これは同じような關係でして、アメリカから日本へ人がやつて来た、例へば今度のハイフエツツのような人がやつて来た場合には、一体どういふ条件を備えたら日本でこれに税金をかけるか。そういうた關係の個々の制限納税義務者に対する課税關係、これを一応先ず規定しまして、これをいろ／＼種類がございまして十三条までで規定してあります。それから十四条の規定は、これは今度は全然逆の關係でありまして、アメリカで課税を受けた場合に、日本に本店のある商社の税金をどうするか。これは先ほど言ひました、アメリカで言へば内國歳入法百三十一条の規定、日本で言ひますと法人税法、所得税法にそれ／＼の規定がございまして控除する。その控除することによりまして二重課税防止をしよう。ところがこれも正確に言ひますと多少違ひまして、アメリカで納めた税金を全額控除するのは、アメリカの税金が日本の税金に比べて安かつた場合だけでありまして、向うのほうがいゝろ／＼な關係で負担が高い場合におきましては、その高い分に相当するものは控除しない。それを全部控除しますと、結局国内の所得に對する税金まで食い込むという趣旨でありまして、これは各国同じような考え方をとつておりますし、今度の条約におきましてもその点は変わりありません。

ただ一応それと今度のその十四条の關係で非常に特色がありますのは、配当に對する課税をどう考えるか。これが一番大きな特色になつております。

と申しますのは、アメリカの法人税は日本のシャープ勧告による改正前の法人税と同じようなものでありまして、とにかく法人に対する課税は個人に対する課税と全然関係ないのだと、こういう考え方で法人税ができております。日本の法人税は御承知のように、まあ、いわば所得税の前取りの関係、こういう考え方で配当に対して二割五分控除をしている。そこで日本の会社からアメリカの会社或いは個人が配当をもらった場合に、その二割五分控除するかしないか、この問題が実は相当議論の中心になったわけでありまして、まあイギリスとアメリカとの関係を見ておきますと、一応イギリスの法人に対する課税が、日本の法人に対する課税と同じような経路になつております。つまりイギリスで法人が納めた税金、これをアメリカでやはり控除するようになつておりますので、その代りイギリスはアメリカの法人税を、性格は違いますがイギリスの法人税と同じように見て控除してやろうというふうな例もございまして、やはりこの点は、はつきりさすべきじやないか。そこで種々交渉した結果として、アメリカの人が日本からもらった配当については二割五分控除するということ、結局、結論としましては、向うも承認しました。ただその代りこちらは一応の譲歩ということになるわけですが、御承知のように配当に対しては源泉課税しております、これは国外へ払う場合も同じように源泉課税しておりますが、日本の法人税が所得税の前取りだという点を強く主張する関係からしまして、更に源泉課税までやるのは行き過ぎじやないかという

ので、この源泉課税の分だけは、これは日本は課税権を放棄する。ここで妥協ができたわけですね。この規定につきまして我々が強く固執しましたゆえんものは、他の点におきましては結局アメリカと日本との間における課税権の競合をどう調整するかという問題でありまして、納税者の負担におきましては、余り変りはないわけなんです。日本であるか、アメリカであるか、ただこの点になりますと、この二割五分控除を認めること自身は、納税者自身の利益になるわけでありまして、外資導入とかいふようなことが、やかましく言われております現在におきまして、理屈も通るものであると考えられますので、この点は是非通そうというので、何とか納得させたわけですね。従いましてアメリカの人としましては、同じ三割配当をもらったとしまして、アメリカの会社から三割配当をもらった場合に比べますと、日本の会社からもらった三割配当というのは、国内でも同じこととありますが、適かに税引手取としては有利な配当になつて来る、こういう結論になるわけでありまして、外資導入などに相当貢献し得るのじやないかと考えております。

は、勿論向うで異議申立をし、訴訟を起すことはできます。併し同時に、この条約の結果としまして、日本の関係当局に申出まして、日本の関係当局が、成るほどそれは日本の商社の言うことが尤もだということを理解した場合には、おきましては、日本の商社に言うとして、妥当な結論に持つて行くというところがこの条約で約束してございまして、これはアメリカの商社につきましても同じことが起り得るわけですが、とかく税の問題は専門的になりますし、殊に言葉の違つた国へ行きまして、外国の税法でいろいろの処置を受けて、外国の場合におきまして、不便を感じてゐるようでありまして、条約ができませんと、日本の税務当局も相談相手になつてもらえるというふうなこと、而もそれが直接アメリカの税務当局ともいろいろな交渉を持つてゐる、こういうふうな意味におきまして、適正な課税を受ける方が非常に得やすいのじやないかというふうなことも、この条約の持つ効果であると思つております。更にお互いの情報交換ということも一応規定されております。従つて外国人課税などなかに、むずかしい点もあるのですが、情報交換などが更にできまして、その辺の適正も期し得るのじやないか。

が、もう一ぺん要約をして申し上げますと、一つの点は、制限納税義務者に対する課税権の関係を相互に調整し合うという点でございまして、これは国内法だけではできません問題でして、アメリカのほうで、例えば日本で、映画「羅生門」などが向うへ行く、映画料金をもらふ場合におきましては、アメリカの国内法だけで、制限納税義務者の関係から三割の源泉課税をするこゝになつております。それが、この条約ができますと一割五分の源泉課税になるわけですね。そういうふうな関係で、制限納税義務者に対する課税権をお互いに調整し合う。これはこの条約の一つの直接的な効果だと思つております。それから無制限納税義務者に対する関係につきましましては、おおむね国内法で或る程度調節できるのであります。先ほど申しました配当の二割五分控除のようになつてきますと、なかなか向うとしては、この条約がなければ納税しない問題だらうと思つております。この条約はそれをはつきり謳つておりますから、この点においては効果があつて、更に繰返すことにはなりますが、自国の関係当局に不平を申出ることができ、その関係当局を通して相手国の関係当局に交渉してもらふことができるというふうなことは、具体的な事例にぶつかりまして非常に効果を持つてゐるのじやないかと思つております。更に情報交換その他によりまして、お互いが緊密に結び付き得るという意味におきまして、この条約そのものの持つ効果というものは、日米間の経済交流を促進する意味におきまして、相当高く評価されていいのじやないかというふうに思つております。

それから全体としましては、できるだけ対等な双務的な関係で全体ができてゐると我々は思つておりますが、その場合、昨日の外務委員会の御質問の一つは、形式的には対等であつても、実質的には不平等なことになつておらんかという御質問があつたのであります。その点につきましては、我々も非常に関心を持ちまして、実質的にも不平等にならないようにということを留意したつもりでおります。その一つの例であります。例えばローヤリテイに対する課税関係の問題、或いは支払債務の課税関係の問題等におきましては、よく相互に免除し合う、両方とも課税しないというのが普通出て来る条約の型でございまして、御承知のように、日本から払う分が割合に多くて、向うから貰う分が少いという実体を見ても、実質的には失うところが多い、こういうふうな点も考えられますので、あつさりまけ合ふということをして、一応の制限で、一五%を限度として課税する。日本では国内法で大部分がすでに一五%制限の中になつております。アメリカのほうは条約がありませんと、三割になつております。従つて差当つての問題としましては、措置法まで考えますと、日本は原則としては現行と大して変らない。アメリカのほうは、これによつて直接一割五分下つて来る。こういうふうな結果になるわけでありまして、そのような実体的なところを考えまして、できるだけお互いが平等な立場でやりとりできるように思つて行つたつもりでおります。

それから徴収をお互いに助け合おう
という条文が条約の中にあるのでござ
います。これは実は一般的な徴収で
はございせん、この条約に従つて
も本来免除すべきからざる税金を課せ
うとか、いろ／＼なことによりまして、
この条約に藉口して免除を受けたとい
つた特殊の場合におきまして、お互い
に徴収を助け合おう、こういう非常に
限られた規定がございます。これは何
でそんな規定があるのか、ちよつと理
解しにくいと思いますが、当初はアメ
リカは、よその国と税の徴収のやりと
りをかなりやつたのですが、どうもや
つてみますと工合が悪い、いろ／＼の
行過ぎが出て来るというので、それは
ちよつとむずかしい。併しこの条約に
結びついてゐる分だけはまあやろうじ
やないか。恐らくこれは実効は非常に
少ないと思ひます。併し一応そういう条
文を向うが是非入れようというので入
れましたので、我々も入つて弊害ない
というので承知したわけですが、それを
国内法としてどうやるかというところは、
それは条約だけでは、はつきりいたし
ませんので、これを一応おきめ願ひた
いというので、第四条の規定が入つて
おります。

それからなお、条約にも多少委任的
な事柄がございますが、条約だけで
は、はつきりしません点もございます
ので、この条約実施のために必要なこ
とは省令で定めるといふ委任命令の授
権を頂きたい。

大体以上が条約及び条約に伴う法律
案の概要でございます。
○委員長(大矢半次郎君) 質疑を行
います。

○小林政夫君 先ず条約のほうを伺
いますと、英文のほうを見るとわかるの
ですが、これは文章の間違いじやない
かと思ひますが、第三条の(3)はこれ
いいのですか、書き方は。特に後段のほ
うで「独立の立場でその恒久的施設を
有する企業と取引を行つたと仮定した
場合に取得しうべき産業上又は商業
上」、いいですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) どうい
う点か、もう一遍教えて頂きたいと思
ひますが、考え方といたしまして、アメ
リカのナショナル・シティならナショ
ナル・シティの支店が日本にある、そ
の場合に、ナショナル・シティの支店
の利益としてどういふものをみて、それ
にどう課税するか、そういう点、これ
は始終問題になる点ですが、そういう
場合におきましては、ナショナル・シ
ティの支店を独立した企業と見て、そ
の場合にどれくらい利益がナショナル
・シティの支店として上げ得たであ
ろうか、これを想定いたしまして、そ
れによつて課税して行こう。これは条
約以外においても大体こんな考えを持
つております。従ひまして、本店との
間に、ナショナル・シティの支店に例
を取りまして、金のやり取りがある。

本店から金がたくさん来ていれば、行
き過ぎになつております場合には、こ
ちらのほうにおいて利子を払うといつ
たような計算になるでございまして、
逆に日本で集めた預金がアメリカ
へ行つて、本店のほうで利用されてお
るということになりまして、本店のほう
から相当の利子をとるといふ計算で全
体を考へてゐる。こういう考へ方であ
ります。

○小林政夫君 その実態はわかつてお
るのですが、(3)の後段のほうの「独立
の立場でその恒久的施設を有する企業
と取引を行つたと仮定した場合」は、
「企業として取引を行つた」ということ
は、どういふことになるのですか。
○政府委員(渡辺喜久造君) 多少読み
にくいようではございますが、間違つて
おるとも思つておりませんが、「恒久
的施設が独立の企業として同一又は同
様の条件で同一又は同様の活動を行
い、且つ独立の立場で……」
○小林政夫君 その恒久的施設を有す
る……
○政府委員(渡辺喜久造君) 「その恒
久的施設を有する企業」というのは、
初めのは「その恒久的施設」とい
うのは、これは支店と御了解願ひたい
と思ひます。それからあとの「恒久的
施設を有する企業」というのは、これ
を本店と考へて頂きたい。
○小林政夫君 そうですか。
○政府委員(渡辺喜久造君) 先に英文
がございまして、あとで日本文ができた
関係もございまして、非常におわか
りにくくて恐縮でございしますが、初め
のほうは「恒久的施設」、あとのほうは
「その恒久的施設を有する企業」とい
うので、前のほうが支店で、あとのほう
が本店、私もちよつと直ぐに見ました
らわからないようなわけですから、御
理解しにくいのは御尤もと思ひます。
恐縮でございします。

○小林政夫君 次は、この五項で「細
目を取りきめることができる」とこれは
どういふことを取りきめようとしてお
るのですか。
○政府委員(渡辺喜久造君) 問題とな
りますのは、例えば総俵をどう見る

か、或いは細かい原価計算的なもの
が、一々できなかつた場合に、売上げ
按分でやるとか、収入按分でやると
か、そういうたような問題になると思
ひます。従つて、そういうようなやり
方をどういふ場合に適用するか、どう
いふ場合にまでは細かい一応原価計算
的な経費をきめて行くか、こういうよ
うなことにつきましての細目の問題、
これは国内の一応の事務の取扱として
は、いろ／＼取扱の慣例なり、内規的
なものがあるわけでありまして、それ
を両国同じように辻つまを合せて行
こう、こういうつもりでございします。

○小林政夫君 この第六条について、
先ほどの外務委員会が質問があつて、
形式的には平等であるけれども、具
体的には、こういうことについて、実
際的にも大体平等だ、こういう説明があ
つたわけですが、百分の十五とするこ
とによつて、確かに實際的にも平等で
しょうか。
○政府委員(渡辺喜久造君) まあこの
問題は非常に、実は最近割合にそうい
うこともないわけですが、問題になつ
た議論なんでもございします。多少ベン
ティックなことを申し上げまして恐縮で
すが、第一次世界大戦のあとにおいて
て、国際連盟がこの二重課税防止の問
題を取上げまして、そうして二重課税
防止条約は、御承知のように、それぞ
れの国の税制が違ひますために、多角
的にはな／＼結べない。どうしても
二国間で結ばなければならぬ。そこ
で国際連盟といつたしましては、やはり
このことは二国間で結ぶ二重課税防止
条約のモデルを作らうじやないか。こ
ういふような委員会が実はできまし
て、二つ委員会がございまして、一つは

財政学者クラス、当時のセリグマン、
ジョシア・スタンブ、そつした一流の
学者が集まつて、片方では主税局長ク
ラスの實際家を集めて、議論をしたこ
とがありました。その委員会が一つ
の結論に達し得なかつた。二つのモデ
ルを作らざるを得なかつた。と言いま
すのは、実はこの問題でございまして、
債権をたくさん持つてゐる国は、こ
ういふ債権者国で課税すべきだ、債務
を持つてゐる国は債務者国で課税すべ
きだ、これが課税者にとつては結局そ
う大きな違いではないのですが、先ほど
申し上げました課税権の競合問題で十分
議論になりました。そういう問題のあ
るところの規定なんでもございまして、
アメリカは、黙つておりますと、
三重課税するわけでありまして、日本
としましては、どちらかと言ひますと、
債務者の立場をとつてゐるだらうと
思ひます。本當ならば、こちらは全部
とりた。現状を考へてみますと、こ
ちらのほうは本法において二十、措置
法で以ていろ／＼負けざるを得ない状
態になつてゐるわけでありまして、向
うは三十、そういうことになつており
ますと、十五くらいで妥協してみまし
ても、向うは半分に負けたりしてゐ
るわけですが、こちらとしては負ける
分は比較的少い。現在の措置法による
分が一時のものとしまして、こち
らのほうは五程度負けたりすること
だといふことを考へてみますれば、平
等だと言われるかどうか。これはい
ろ／＼意見があるだらうと思ひます
が、他の国が完全に課税権を放棄し
しまふのに比較すれば、相当違つた姿
のものであらうと申していいのではな
いか。我々もそつした形式だけ考へ

か、或いは細かい原価計算的なもの
が、一々できなかつた場合に、売上げ
按分でやるとか、収入按分でやると
か、そういうたような問題になると思
ひます。従つて、そういうようなやり
方をどういふ場合に適用するか、どう
いふ場合にまでは細かい一応原価計算
的な経費をきめて行くか、こういうよ
うなことにつきましての細目の問題、
これは国内の一応の事務の取扱として
は、いろ／＼取扱の慣例なり、内規的
なものがあるわけでありまして、それ
を両国同じように辻つまを合せて行
こう、こういうつもりでございします。

○小林政夫君 この第六条について、
先ほどの外務委員会が質問があつて、
形式的には平等であるけれども、具
体的には、こういうことについて、実
際的にも大体平等だ、こういう説明があ
つたわけですが、百分の十五とするこ
とによつて、確かに實際的にも平等で
しょうか。
○政府委員(渡辺喜久造君) まあこの
問題は非常に、実は最近割合にそうい
うこともないわけですが、問題になつ
た議論なんでもございします。多少ベン
ティックなことを申し上げまして恐縮で
すが、第一次世界大戦のあとにおいて
て、国際連盟がこの二重課税防止の問
題を取上げまして、そうして二重課税
防止条約は、御承知のように、それぞ
れの国の税制が違ひますために、多角
的にはな／＼結べない。どうしても
二国間で結ばなければならぬ。そこ
で国際連盟といつたしましては、やはり
このことは二国間で結ぶ二重課税防止
条約のモデルを作らうじやないか。こ
ういふような委員会が実はできまし
て、二つ委員会がございまして、一つは

財政学者クラス、当時のセリグマン、
ジョシア・スタンブ、そつした一流の
学者が集まつて、片方では主税局長ク
ラスの實際家を集めて、議論をしたこ
とがありました。その委員会が一つ
の結論に達し得なかつた。二つのモデ
ルを作らざるを得なかつた。と言いま
すのは、実はこの問題でございまして、
債権をたくさん持つてゐる国は、こ
ういふ債権者国で課税すべきだ、債務
を持つてゐる国は債務者国で課税すべ
きだ、これが課税者にとつては結局そ
う大きな違いではないのですが、先ほど
申し上げました課税権の競合問題で十分
議論になりました。そういう問題のあ
るところの規定なんでもございまして、
アメリカは、黙つておりますと、
三重課税するわけでありまして、日本
としましては、どちらかと言ひますと、
債務者の立場をとつてゐるだらうと
思ひます。本當ならば、こちらは全部
とりた。現状を考へてみますと、こ
ちらのほうは本法において二十、措置
法で以ていろ／＼負けざるを得ない状
態になつてゐるわけでありまして、向
うは三十、そういうことになつており
ますと、十五くらいで妥協してみまし
ても、向うは半分に負けたりしてゐ
るわけですが、こちらとしては負ける
分は比較的少い。現在の措置法による
分が一時のものとしまして、こち
らのほうは五程度負けたりすること
だといふことを考へてみますれば、平
等だと言われるかどうか。これはい
ろ／＼意見があるだらうと思ひます
が、他の国が完全に課税権を放棄し
しまふのに比較すれば、相当違つた姿
のものであらうと申していいのではな
いか。我々もそつした形式だけ考へ

か、或いは細かい原価計算的なもの
が、一々できなかつた場合に、売上げ
按分でやるとか、収入按分でやると
か、そういうたような問題になると思
ひます。従つて、そういうようなやり
方をどういふ場合に適用するか、どう
いふ場合にまでは細かい一応原価計算
的な経費をきめて行くか、こういうよ
うなことにつきましての細目の問題、
これは国内の一応の事務の取扱として
は、いろ／＼取扱の慣例なり、内規的
なものがあるわけでありまして、それ
を両国同じように辻つまを合せて行
こう、こういうつもりでございします。

○小林政夫君 この第六条について、
先ほどの外務委員会が質問があつて、
形式的には平等であるけれども、具
体的には、こういうことについて、実
際的にも大体平等だ、こういう説明があ
つたわけですが、百分の十五とするこ
とによつて、確かに實際的にも平等で
しょうか。
○政府委員(渡辺喜久造君) まあこの
問題は非常に、実は最近割合にそうい
うこともないわけですが、問題になつ
た議論なんでもございします。多少ベン
ティックなことを申し上げまして恐縮で
すが、第一次世界大戦のあとにおいて
て、国際連盟がこの二重課税防止の問
題を取上げまして、そうして二重課税
防止条約は、御承知のように、それぞ
れの国の税制が違ひますために、多角
的にはな／＼結べない。どうしても
二国間で結ばなければならぬ。そこ
で国際連盟といつたしましては、やはり
このことは二国間で結ぶ二重課税防止
条約のモデルを作らうじやないか。こ
ういふような委員会が実はできまし
て、二つ委員会がございまして、一つは

ないで、実態を考えたということをして申し上げ得るのではないかと思つております。

○小林政夫君 次は、大分前に読んだからポイントが狂うかも知れませんが、第八條の(b)につきまして、条文に即して御説明願ひたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) 日本の現在の国内法は、この間の改正で実はこの「選択することが出来る」といふ、この選択するはうだけの国内法になつております。従ひまして、一応ほかの建前をとつておりました場合に、例え不動産課税に対して丁度ロイヤルティ課税と同じように収入金額の何割といつたような課税をとつておりました場合に、この条約が選択することが出来るという特殊な道が開けるわけでございます。日本では選択することができるといふその道だけでございまして、特に現行の税法の立場におきまして、この八條というものは、日本に關する限りにおいては特別の意味はない、こゝういふうちに御理解願つていいと思ひます。

○小林政夫君 次は十三條の(d)項。この一番末尾の「売上高及び資産額に比例して両締約國間に配分する。」これは實際にはどういふふうにやるのですか。売上高、資産額に比例してというのは……。

○政府委員(渡辺喜久造君) まあ売上高だけというのでもよろうか。そこで、やはり資産額も加味して……、資産額だけというのでもよろうか……。

○小林政夫君 加味するといふのは……。

○政府委員(渡辺喜久造君) 要するにそれ／＼のウエイトを持たせまして、五

割は売上高、五割は資産額によるとか、そういうふうな考え方、その場合に、五割五割がいいか、或いは四割六割がいいか、そういう細目については更にお互いが話し合ふべき問題があると思つておりますが、一応両方をとつた或るウエイトを持たしたところ、二つのものをフアクターとして取入れる、こゝういふ考え方でございまして。

○小林政夫君 先ほどかなり詳細な説明があつたわけですが十四條の(a)項と(b)項との、即ちアメリカ側と日本側とに關する書き方の相違ですね。これは両國の税法上の相違に基くものであると理解していいわけですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) さうでございます。

○小林政夫君 次に、今問題になつた配当の問題については、これは日本側のことだけ、日本側というか、アメリカ人が日本から受取る、日本の法人から受取るだけのことが書いてあるので、日本人が合衆國の法人から配当を受けるといふ場合は、普通の今のままでやれるから、特にここに挙げなくてよろしい。こゝういふわけですね。合衆國の法人から日本人が配当を受けるという場合に……。

○政府委員(渡辺喜久造君) 合衆國の法人から日本の株主が配当を受ける場合、合衆國の法人、法人といふのは先ほど申したような性格のものを考へております。現在我々のほうでは二割五分控除といふものは認めておりません。従ひまして、これが若し認めるといふことになれば、認めたいがよいのじやないかという議論が、私は今あり得ないと思ひますが、若しあつたとした場合、これは国内法でやることは

構わないことでありまして、ただ条約の上で日本のほうも合衆國の法人税をさういふ特殊なものとして認むべきではないか。日本について認めるなら合衆國についても認める。実は英米の關係においてはさうなつております。イギリスの所得税の性格から強くとニュアンスが出ておりますが、イギリスの法人に対する所得税を引く、その代りアメリカの法人からはイギリスの所得税を引く。アメリカの法人所得税はイギリスの法人所得税の性格と違ふけれども、併しお互いの双務的な關係の故に、違ふ性格でありまして条約の上でこれを認めることになつております。日本の關係におきましては、まあ二のほうでこちらが譲歩した關係もありまして、向うとして条約の上で向うの法人税を引くといふことを認めることは約束してございせん。ただ国内的に考へましてさういふことが是非いふといふことになれば国内法でやる。

○小林政夫君 これは、今、日米の立場が違ふからさういふことになるわけですね。アメリカが日本の資本を入れたといふような場合には相當問題になるでしよう。

次は相続税關係の條約について、第五條の二項で一番末尾「当該財産について各締約國が課する租税の額に比例して両締約國間に配分される」、これを説明して下さい。

○政府委員(渡辺喜久造君) この規定は非常にややこしい規定であります。結局、日本にある財産に対しては、日本が課税して、アメリカのほうから差引く。アメリカにある財産についてはアメリカで課税して日本のほう

から差引く。これがごく普通の例でございますが、これは例えアルゼンチンならアルゼンチンにあつたという財産についてどうするか。この場合におきまして、更にもう一つ、こゝういふややこしい問題があるのですが、所得税の場合には、制限納税義務者といふものは日本なら日本だけにしかない。アメリカには無制限納税義務者ですね。恩典のあるのは日本だけでございまして、これも全然例外はないことではないのですが、原則としては大体無制限納税義務者として属している國が一つ、尤もアメリカの場合は必ずしもさうも言へませんが……。

○政府委員(渡辺喜久造君) それでは白石課長から。

○白石課長 例えは今の場合におきまして、アメリカと日本にそれぞれ財産がある。更にメキシコならメキシコに財産がある。そのメキシコに

ある財産に対して日本のほうでは百の相納税がかかる。アメリカのほうではそれに五十から五十の税がかかる。それはメキシコにある財産についてかかるわけでございます。その場合に、それを引き合ふわけでございます。メキシコにある財産につきましては、百と五十と両方の二重課税になりますから、これを控除し合はななくちやならん、その場合に、控除する總合計は「租税の額のうちいづれか少い方の額に等しいもの」とありますから、今の場合に百と五十であれば控除する合計は五十だ。五十以上は引かない。その五十をどのようにして引き合ふかとなりますと、この五十を、百と五十の、日本で課税する百とアメリカで課税する五十と、五十と百の比例で按分してそれが、引き合ふといふのが、この規定でございます。

○小林政夫君 それから、何でもないことですが、この法律案の、第四條の「国税及びその滞納処分費と、同順位とする。」第四條の最後です。その實際の扱いはどうなつていますか。

○説明員(白石正雄君) これは、国税の滞納処分をいたしました場合、滞納処分費がかかるわけですね。例えは売払つたといふ場合に手続上の費用がかかるわけですが、そのような滞納処分費は、本税よりも優先して取るというやうな順位がきまつてゐるわけですね。さういふ意味におきまして、今回アメリカの税を取る場合におきまして、その順位はこれと同じように取扱ふのだといふ意味の規定でございます。

○小林政夫君 それはわかるのですが、同じ一つの財産が、全部、国税及び滞納処分費と、アメリカの税とを払

うに足りればいいのですが、少し不足するとうる場合には、どうするのですか。

○説明員(白石正雄君) 従いまして、例えば本来の税金が一〇〇あつた、それから滞納処分が五〇かつた、ところが取つたところの、滞納処分したところの金が八〇であつたという場合におきましては、八〇から先ず滞納処分費の五〇を取つた残り、三〇だけがアメリカにやるべき税金だということに、三〇だけやるということに相成るのであります。

○小林政夫君 三〇だけでいいですね。

○説明員(白石正雄君) はい。

○政府委員(渡辺喜久造君) ちよつと速記を……。

○委員(大矢半次郎君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(大矢半次郎君) 速記をつけ下さい。

○菊川孝夫君 この条約は、アメリカ側から締結方を申入れがあつたのか。それとも日本から進んで申入れを行なつたものであるか。その点。

○政府委員(渡辺喜久造君) 話が出ましたのは、先ほどもちよつと申しましたが、二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

ます。私が第一回に参りましたのは二十六年の十二月でござい

を、大体おわかりになつておる範囲で、あなたのほうで調査されたのはどのくらいになつておりますか。国別の人員を一つお知らせ願いたいと思ひます。

○政府委員(渡辺喜久造君) お話のうちに、朝鮮における動向の激しかったときにおきましては、相当のたつた

を、大体おわかりになつておる範囲で、あなたのほうで調査されたのはどのくらいになつておりますか。国別の人員を一つお知らせ願いたいと思ひます。

を、大体おわかりになつておる範囲で、あなたのほうで調査されたのはどのくらいになつておりますか。国別の人員を一つお知らせ願いたいと思ひます。

を、大体おわかりになつておる範囲で、あなたのほうで調査されたのはどのくらいになつておりますか。国別の人員を一つお知らせ願いたいと思ひます。

を、大体おわかりになつておる範囲で、あなたのほうで調査されたのはどのくらいになつておりますか。国別の人員を一つお知らせ願いたいと思ひます。

を、大体おわかりになつておる範囲で、あなたのほうで調査されたのはどのくらいになつておりますか。国別の人員を一つお知らせ願いたいと思ひます。

を、大体おわかりになつておる範囲で、あなたのほうで調査されたのはどのくらいになつておりますか。国別の人員を一つお知らせ願いたいと思ひます。

を、大体おわかりになつておる範囲で、あなたのほうで調査されたのはどのくらいになつておりますか。国別の人員を一つお知らせ願いたいと思ひます。

を、大体おわかりになつておる範囲で、あなたのほうで調査されたのはどのくらいになつておりますか。国別の人員を一つお知らせ願いたいと思ひます。

を、大体おわかりになつておる範囲で、あなたのほうで調査されたのはどのくらいになつておりますか。国別の人員を一つお知らせ願いたいと思ひます。

を、大体おわかりになつておる範囲で、あなたのほうで調査されたのはどのくらいになつておりますか。国別の人員を一つお知らせ願いたいと思ひます。

を、大体おわかりになつておる範囲で、あなたのほうで調査されたのはどのくらいになつておりますか。国別の人員を一つお知らせ願いたいと思ひます。

を、大体おわかりになつておる範囲で、あなたのほうで調査されたのはどのくらいになつておりますか。国別の人員を一つお知らせ願いたいと思ひます。

を、大体おわかりになつておる範囲で、あなたのほうで調査されたのはどのくらいになつておりますか。国別の人員を一つお知らせ願いたいと思ひます。

を、大体おわかりになつておる範囲で、あなたのほうで調査されたのはどのくらいになつておりますか。国別の人員を一つお知らせ願いたいと思ひます。

を、大体おわかりになつておる範囲で、あなたのほうで調査されたのはどのくらいになつておりますか。国別の人員を一つお知らせ願いたいと思ひます。

を、大体おわかりになつておる範囲で、あなたのほうで調査されたのはどのくらいになつておりますか。国別の人員を一つお知らせ願いたいと思ひます。

を、大体おわかりになつておる範囲で、あなたのほうで調査されたのはどのくらいになつておりますか。国別の人員を一つお知らせ願いたいと思ひます。

○政府委員(渡辺喜久造君) 何名どこにどうおるといつた意味の通告は別になくてもやれることにできておりますし、又それは大体余り予定してあります。具体的に事例が出て参りました場合には、例えは所得税などにおきましては、そういう地位にあるものについて課税しない。それから関税とかいふような問題になりますと、それらの用途に充てられて課税しない。こういう措置を講ずることにしまして、大体的には達し得るわけでございます。あらかじめどこに何人の者が駐留しておるといふことを是非知らなければならぬといふことは思つております。

○菊川孝夫君 それでは、この法律はまだできていないが、今日までは、どの法律でこれらの軍をどういふ扱いをして来られたか、お知らせ願いたいと思ひます。税法上……。

○政府委員(渡辺喜久造君) 今日までの関係は、事実問題としてしましては、一応この法律の場合と同じようなことになつていたわけでございますが、法律的にはまあ特別にどういふことといたうな規定はございせん。ただ国際間の問題でございせんので、その間にどう措置すべきかといふ点でいろいろと、争いといふものも語弊があります。意見の一致を見ていなかった。従いまして全体としてはまあ見送りの恰好でペンディングになつていた。従いまして、若し違つた措置が講じられる場合におきましては、こうなるぞといふたような点の一応のデータなどはとつてあります。併し一応両者の話合いがつくまでは見送るといふ恰好になつていたわけでありまして、法律の上でどういふことになつたことにはなつておりません。従いまして、この条約及び法律によりまして、こうきめた場合におきましては、そういう過去のペンディングになつていた問題もこの機会に片づけよう、こういう考え方になつております。

○菊川孝夫君 法治国で、独立国である自分のところの法律でもきまつておらない、ところが一応この法律と同じようなことをやつておつたといふことは、一体どうなるのですか。不法侵入をされて、そして居座られておつたのと同じことで、仮に日本の保安隊がどこかへ行つてそういうことをやるということは、これは許されぬことだと思ひますが、その点を如何お考えになつておりますか。よその国へ行つて税金も払わずに、日本の法律でもきまつていない。少くともこれは何とか早くきめて何とかしなやならん問題なんです。特に講和条約発効後の撤退期間内においてこれは片づける問題ではなかつたか。僕はこう思ふのですが、講和条約が発効してから一年でしたか九カ月でしたか後には撤退する、だからその期間中は止むを得ないけれども、その期間が過ぎておる以上は、何らかの協定なり何なりできておらなければならん。それから国内法の整備もそのときにやつぱりしなければならぬ問題ではなかつたか。これは法律的に私はどう考へるのですが、これは政治の問題だと思ひますが、主税局長では、この問題言われても困りだろ

うと思ひけれども、率直に、我々国民として考へた場合に、そういうふうにか考へられるのですが、その点どうですか。あなたのほうも、税法上、減税、

うと思ひけれども、率直に、我々国民として考へた場合に、そういうふうにか考へられるのですが、その点どうですか。あなたのほうも、税法上、減税、

うと思ひけれども、率直に、我々国民として考へた場合に、そういうふうにか考へられるのですが、その点どうですか。あなたのほうも、税法上、減税、

うと思ひけれども、率直に、我々国民として考へた場合に、そういうふうにか考へられるのですが、その点どうですか。あなたのほうも、税法上、減税、

うと思ひけれども、率直に、我々国民として考へた場合に、そういうふうにか考へられるのですが、その点どうですか。あなたのほうも、税法上、減税、

うと思ひけれども、率直に、我々国民として考へた場合に、そういうふうにか考へられるのですが、その点どうですか。あなたのほうも、税法上、減税、

うと思ひけれども、率直に、我々国民として考へた場合に、そういうふうにか考へられるのですが、その点どうですか。あなたのほうも、税法上、減税、

うと思ひけれども、率直に、我々国民として考へた場合に、そういうふうにか考へられるのですが、その点どうですか。あなたのほうも、税法上、減税、

うと思ひけれども、率直に、我々国民として考へた場合に、そういうふうにか考へられるのですが、その点どうですか。あなたのほうも、税法上、減税、

うと思ひけれども、率直に、我々国民として考へた場合に、そういうふうにか考へられるのですが、その点どうですか。あなたのほうも、税法上、減税、

うと思ひけれども、率直に、我々国民として考へた場合に、そういうふうにか考へられるのですが、その点どうですか。あなたのほうも、税法上、減税、

うと思ひけれども、率直に、我々国民として考へた場合に、そういうふうにか考へられるのですが、その点どうですか。あなたのほうも、税法上、減税、

うと思ひけれども、率直に、我々国民として考へた場合に、そういうふうにか考へられるのですが、その点どうですか。あなたのほうも、税法上、減税、

うと思ひけれども、率直に、我々国民として考へた場合に、そういうふうにか考へられるのですが、その点どうですか。あなたのほうも、税法上、減税、

うと思ひけれども、率直に、我々国民として考へた場合に、そういうふうにか考へられるのですが、その点どうですか。あなたのほうも、税法上、減税、

免稅處置はできないというにもかかわらず税金がとれない。とらなくてもいいという理由はどこにもない。今日までという態度で来たか、御説明願いたいと思います。

○政府委員(渡辺喜久造君) おつしやるような考え方、一応私たちが御尤だと思つておられます。従ひまして、できるだけ早急にこの問題を解決する。ただ話合いがずつと進められておつたものでございまして、話合いが進められてゐる過程におきまして、話合ひのない状態と同じように扱ふこともどうだろうか、こういうふうな考え方がある得たわけでもございまして、従ひまして、話合ひが結局決裂してしまふような姿になれば、勿論、国内法によつて措置しなければならぬわけでありましたが、話合ひが進められてゐた。それが時期的に相当の時間がかりましたために、御指摘のような当然この時期までという時期までに結論が出なかつたことは、非常に遺憾であります。で、できるだけこちらとしては余り変にならんような結論に持つて行きたいということ、いろいろ強く主張した面もあつたのでございまして、時間が或る程度かかつたということ、止むを得なかつたものではないかと考えております。

○政府委員(北島武雄君) なお若干輸入品についての説明を申し上げますが、関税の面におきましては、当初どのようにしてこれを現在の法規の上にルールに乗せるかということについて、私も大変悩んだのであります。結局、国連軍部隊が公用のため輸入いたしますところの物品に對しましては、便宜上、軍当局から、関税その他の課税金

については、将来締結するべき協定に従う旨の保証書を一枚徴し、若し税金をとるようになりましたら納めるといふ保証書を徴しまして、関税法上、輸入免許前引取、或いは他所協といふようなルールによりまして処理いたしておつたものであります。

○菊川孝夫君 まあこれはどういふ角度から見ても、今日までこれを遅れさせたということにつきましては、國際的に考えた場合に、やはり親善国と申しますか、仲良くやつてゐる国とは或る程度それはそれ、認め合はなければならぬという、その國際政治上の問題は考えられると思つておられます。併し、だからと云つて、政府は勝手に国会の承認を経ずにそういう取扱いをやるということ、これはもうどう考えても、これは憲法違反になる。それから獨立國のみずからの主權だとか、自衛力だとか言つておられるが、主權を放棄したことになる。その期間だけは従つてあなた方も、直ぐ期限までにいつ／＼が期限だから、期限までに法律を通してもらいたいということをよく言われる。一年も二年も期限が過ぎても、何もまだできないということであり、而もまだできないということであり、或いは何らかの仮の取極めをしておかなければならぬと思つておられるが、そういう取極めなしに、ただ税金とらん、そうして遅れた、こういうことですか。何ら臨時的の取極めといふものもなかつたのですか。申合せとか……

○政府委員(渡辺喜久造君) 取極めと言つたやまかましいものは正直なところ別にございせん。まあ形式的の取極めといつたものがあるとすれば、それはやはり国会の御承認を得る必要があ

るわけでもございまして、従ひまして、事実問題として、交渉が片方で続けられていた。従つて、出る結論をやはり見た上で措置したほうがいいじゃないかと、そういうふうな考えられま

すので、まあ交渉のまゝとあるまで一応見送つていたということでありまして、まあ國內法的に考えますといふいろいろな遺憾の点もありますが、やはり國際間の關係でありますので、まあ國內法的な観点だけでもものを措置できないといふような事情もある。結果といたしましては止むを得なかつたのじやないかと、かように考えております。

○菊川孝夫君 では、この問題をついでにお尋ねいたしておきますが、この國連軍のほうは、これはこの法律でこれからやろうとするのだが、今、麻布の狸穴にあるソヴィエトの代表部といふものは、まだ人もおりまじ、あるのですが、あれはどういうふうに取り扱つて

いるのですか。税法上……。それから何らかの物資の補給等もあるだろうと思つておられるのですか。これも戦時中といふことで、これはまだ講和条約はできないから、交戦國、交戦國といふわけじやないが、まあ戦争だといふふうな扱いになる。戦争国とするならば何もものを送らせるわけに行かんが、どういふふうになつてゐるか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 國際法的にどういふ地位にあつてゐるかを置くかといふことは、或いは専門の方に御答弁を願うべきものかと思つております。講和条約が締結されておりますんで、従ひまして、正式の外交官としてあの地位を認めるというの

も、これもまだできないわけでもございす。まあ交戦國の代表といふのも妙な恰好でございすので、どういふふうに取り扱ふべきか、ちよつと私、今よく御答弁できかねますが、現在扱つております扱いとしましては、外交官に準じたものとしまして、例えば、直接税におきまして課税はしていない、こういうことになつております。それからなお関税等の取扱いにおきまして、外交官に準ずる扱いということにしてゐるわけでありす。

○菊川孝夫君 そういうふうな扱いは、やはり何かの國際法、或いは國際慣行といふようなものによつて扱つておられるのですか。ただ、まあそれよりしやうがないだろう、いわゆるもう長いものには巻かれる式におやりになつてゐるのかどうか。これも一遍伺つておきます。

○政府委員(渡辺喜久造君) 我々は一つの國際慣行によつてやつてゐる、かように解しております。

○菊川孝夫君 その國際慣行といふのは、一体どういふ前例、今までの歴史にどういふ慣行であつたか。これはあなたは國際慣行だと言つたつて、常識的な國際慣行で、國際慣行といふものは、こういうときには、この戦争が終つたときにはこういふふうに取り扱つておつた、それから、このときにはこういふふうに取り扱つておつたといふので、國際慣行といふのはあると思つてゐる。それから、第一次大戰のときにはこういふふうな日本の連中は外國で扱われ

たといふことは、はつきりしておかなければいかんと思つてゐる。○政府委員(渡辺喜久造君) まあ國際慣行によつてゐるといふふうな聞いておりますが、それじやどういふふうな慣行、どういふ事實の上にどういふ國際慣行ができてゐるか、その点になりますと、非常に恐縮でございす。が、私からまだ答弁いたしかねますので、外務省の關係の者を呼びまして御答弁を申し上げさせてもらひと思つてお

らるで、こういう根拠によつてやつたといふことは、はつきりしておかなければいかんと思つてゐる。○政府委員(渡辺喜久造君) まあ國際慣行によつてゐるといふふうな聞いておりますが、それじやどういふふうな慣行、どういふ事實の上にどういふ國際慣行ができてゐるか、その点になりますと、非常に恐縮でございす。が、私からまだ答弁いたしかねますので、外務省の關係の者を呼びまして御答弁を申し上げさせてもらひと思つてお

○菊川孝夫君 これは一つあなたのほうも調べておかれて、この問題は事實どういふふうな、これは理窟に合うやうに、これは止むを得ぬし、両方ともこれはまあ長いものに巻かれる式で止むを得ぬと思ふけれども、いつまでもそんなことじやなしに、やはり理窟に合うやうにして置いて、安易に、よそでもこうやつておる、だからたまたまものに巻かれる式にやつておつたのでは、主權の回復だ何だと言つてみたところで、これは駄目だと思つてゐる。やはり堂々と主張すべきところは主張し、又我々が向うへ交渉すべき点は交渉して、それで、よその歴史もこうなつてゐるからといふので、一応取極めはできないにいたしましたも、話を付けて、その上で私はそういう扱いをせらるべきだと思つてゐる。○政府委員(渡辺喜久造君) お話の点は御尤もと思つてゐる。その御趣旨に副いたと思つておきます。

○菊川孝夫君 特に私は申し上げたいのは、日本人に対する税の追求については極めてきびしくやつておられるにもかかわらず、そういう点について仕方

から、これはもう長く経つております。○政府委員(渡辺喜久造君) お話の点は御尤もと思つてゐる。その御趣旨に副いたと思つておきます。

ないからと言つて放つて置くというこ
とは、これはもうあなたの方の一番や
り大事な仕事だと思ふ。で、筋の立つ
ように、筋を通す筋を通すと言われ
るならば、やはり筋を通して行かないや
駄目だと思ふのです。その点一つ、まあ
これは聞いても渡辺さんじゃ、ちよつ
と失礼だけれども、やはり政治的な問
題だと思ふので、もう前から大蔵大
臣が出言のだけれども、なか／＼
大蔵大臣もそんなことに対しては知ら
んし、話にならんので、……。

では次へ進んで、逐条的に二、三疑
問点をお尋ねいたします。

第一条の「しやし繊維品の課税に関
する法律(昭和二十九年法律第何号)」
、こういうものがござりますが、これは
まだ法律案が衆議院において審議中
である。而我々が仄聞するところによ
ると、これは確かな情報としてここで
申上げてよいと思ふのだが、又これ
も政府原案をみずから与党である自由
党の諸君が審議未了にしようとしてお
るということ、我々にはもうはつきり
と情報としてつかんでおる。これはよ
くもや間違いないと思ふ。渡辺さんの前
で、これでも、はつきり僕は申上げて
もいい。私の言うことは、まあ大地を
うつつ鑑がはずれでも、よもやこれはは
ずれない。これだけは、中曾根君じゃ
ないけれども政治的生命を賭けてここ
で断言して置く。にもかかわらず、こ
の第一条に「しやし繊維品の課税に関
する法律」という字句が入つておるけ
れど、このまゝで仮に本委員会に
おいて通つたといふなら、やはりこの
字句は我々は賛成して通した
ということになるのです。はつきり言
つて、この何号というものは入つてお

りませんけれども、ところがこの法律
はできない。こうなつた場合に、まさ
かあなたの方で勝手に、これは法律
は向うが通らなかつたのだから消して
おきますというのではできないと思
ふのです。そう考へても、私は、これは
まあ細かいことであるかも知れない
が、やはりこれも筋を通さなきゃいか
ん。これを渡辺氏はどう考へるか。や
はりこれはここで削除する、一応そう
いう見通しがついたとなれば、又あと
で入れるといふにしても削除してお
くのが私は正しいのじゃないか、かよ
うに考へるけれども、あなたの方の立法
技術から、それは削除しなくてもいい
のだという確かな根拠を一つお示し願
いたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) 政府とい
たしましてはしやし繊維品の課税に関
する法律案についてはこの成立を是
非お願ひしたいという気持ちにおいて
変更しません。まあ併しそういうたよ
うな問題を別にしまして、立法技術的
なこととしての御質問のようございま
すので、その観点から御説明申し上げ
ます、このまゝで御通し願ひしまして
も、その場合に例へばこのしやし繊維
品の法律が結局成立しなかつた。そう
いつた場合におきましては、結局ま
死文的なものがここに載つていて、こ
うだけでございまして、これによつ
て特に実害的なものはないというふ
うに解釈しております。考へかたとし
ましては、一つはここではもう削除し
ておいて、そしてしやし繊維品を通す
ときにおいて、若し通すならば、そ
ちらのほうで以つてこれを付則で以てこ
こへ入れる。こういう整理の仕方もあ
らうと思つておりますが、併しこの

まあお通し願ひしても、まあその場
合にしやし繊維品の法律が成立しな
かつた場合に、これは一応死文的に存在
する。で、将来の問題として、菊
川さんのお見通しの通りになつた場
合には、形式的な整理の意味におきま
して、将来機会を得てこれを直す、こ
ういう措置が講じらるべきものであ
らうと、かように考へております。

○菊川孝夫君 これは私はその死文的
なものになつてしまふという上、や
はりこの字句は削除はできないと思
ふのです。このまゝやはり生きて来ると思
ふのですが、併しこれは見通しとし
て、今私の申し上げることはどなたも否
定できないだろうと思ふのですが、その
際にこの死文的なものを入れる、そ
のときになつてから、来年更に又これ
を一部を改正する法律案としてお出し
になる、こういうふうな渡辺さんの今
の説明から受取れますけれども、我々
青年時代にやはり官庁に職を得てお
つたときには、非常に法制局が健在で
ございまして、「てにをは」までも一字
もやかましく言つておつて、終には
字引を引出してまでも論議をやつた。
そのくらいにやつたので、従つて法律
の条文形態というものは非常に整つて
おつた。而も国民が讀んでもよくわか
つたと私は思ふのですがね。最近など
は何でも羅列主義になつちやつて、そ
れはまあ勿論今でも命令だとか規則で
定めておるものも全部法律にするとい
う関係上、そういう点もあるだろうと
思ひますが、それならそれで折角平飯
名にしてわかりやすくしようとするこ
とでありますから、やはり法律の条
文も、もうそろ／＼あの戦後の混乱時
代ではなしに一応整えて行く。こうい

う形で行かないや私はならないのじや
ないか。その際にもう死文になること
はわかりきつてゐるものは、この際
しる削除したほうがいい、こういう
うに思ふんだが、削除したら悪い
その悪い理由を一つ聞かしてもらひ
たい。

○政府委員(渡辺喜久造君) 政府とし
ましては、先ほど申しましたようにこ
の法案につきましても是非成立を期待
してゐるわけがございまして、従いま
して当然これが不成立になるから削除
するといふお考えにつきましましては、そ
れで結構ですというわけには、ちよつ
と行きかねるわけがございまして、で、
政府のやりかたとしては、これは
先ほど申しましたように二色あるわけ
でございまして、一応この条文からは
削除して、そしてしやし繊維の
この法律につきまして、その付則のほ
うにこの法律を改正する条文を入れて
おく、これも一つの行きかただとい
ふうには思ひます。併しまあ先ほど来
申上げておりますように、我々とし
ましては、この法律につきましても、な
おまだ成立についての望みを捨ててお
りませんのですから、まあこれで削除
していいという御答弁は我々としては
いたしかねる、そういう次第でござ
います。

○菊川孝夫君 政府としてこれを期待
してゐる、こうおつしやるのですが、
政府という意味は、まあ閣議で、これ
を何ともし通そう、こういうふうな
決定でもしておられるのか、それとも
こいつはまあこうして出しておくれ
ども、審議未了にしられて止むを得
ん、それで与党とそれから与党から出
ておる閣議に列席しておる連中との間

で対立して、与党の連中はこんなもの
を通しては大変だというわけでは
そうしておるし、政府のほうはけつ
を叩いてこれを何とかして成立させよ
うと、こういう努力が払われておるの
か、あなたが政府というものは大蔵省の
主税局としてこれを期待しておると、
こういう意味ですか。これはどつちの
ことですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 政府とは
どういふ意味だと言われますと、私も
多少いろいろ政府があるような感じ
でちよつとおかしいと思ひますが、大
蔵大臣以下大蔵省としましては、す
でにこの法案は成立すべきものじや
ないかと、かように考へて努力してい
る次第でございまして。

○菊川孝夫君 それじや主税局長閣議
にでも出席して、これが連やかなる通
過を要請したり、或いは自由党の政調
会或いは総務会等に対して、あなたの
ほうでは猛烈に運動してこれを通すべ
き努力をやつておられるのですか、も
う諦めてゐるのじやないかな、本当
のことを言つて。

○政府委員(渡辺喜久造君) 私は閣議
に出席できる身分ではございませんか
ら(説明員として行けるだろう)と呼
ぶ者あり)閣議でどういふことは
ありませんが、大蔵大臣、政務次官等
の話を聞いてみますと、一応与党の幹
部とも相談してみよう、こういう情勢
になつておるようであります。

○菊川孝夫君 これらの問題について
はやはり大臣、政務次官にこの二点に
ついて伺ひたいと思ひますが、一つお
取計らい願ひたいと思ひます。
次に第二条に国際連合という言葉を
使つておられますね、国際連合には、ま

あ「國際連合の軍隊」のうちには「決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣してあり」ということになつておりますが、従いましてこれは仏印に若しも……仏印の状態はあつたやうになつておりますけれども、仏印に派遣するということになつたつて、この法律は適用はされないものか、厳格に解釈するか。朝鮮に行つておるからしてここにおるのを認める。朝鮮じやなしに今度は仏印に同じやうにイギリスが或いはオーストラリアが行くというやうなことになるつて、兵力が増強されるという事になつても、やはり朝鮮にも従来漢州兵はおる、併し大きな部隊というものは仏印に行つておる。こういうやうになつた場合に、一体、皆オーストラリアであるから或いはカナダ兵であるからというので、この法律の適用を受けることになるのか、こういうやうになるのですか。それとも仏印のほうに行動が開始したということにでもなれば、別に又協定を結ぶときに更に法律を作る、こういうやうになるのですか。この点を伺つておきたい。仏印ばかりじやない、その他のアジア地域……。

○政府委員(渡辺喜久造君) ここについておきます「日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定第一条に規定する國際連合の諸決議に従つて」云々、こういうふう書いてあります。これは協定のほうを見ますと、『國際連合の諸決議』とは、千九百五十年六月二十五日、六月二十七日及び七月七日の國際連合安全保障理事会決議並びに千九百五十一年二月一日の國際連合総会決議」というやうに一応協定のの上にはつきり謳つてございます。ここにある決議というのは朝鮮に對する

る兵方派遣の決議で、従いまして他の例えはお引きになりました仏印等に対する兵を出すといつた問題におきましては、これはもうこの決議の中に入つておりませんから、従いましてここにおける法律の國際連合の軍隊の中に入らない。こういうやうに御理解願つて結構でございます。

○菊川孝夫君 次に、國際連合という言葉を使つておられますけれども、これは安全保障条約で駐留しているアメリカ軍はこの中には含まないものであつて、ところがこの國際連合決議から言ふならば、アメリカも参加してあります。だからアメリカは二重に適用を、國際連合としても適用を受ける、それから安全保障条約に基づくところの特別措置も受ける、この二重の適用と、こういうことになるのですが、この点を一つ伺つておきたい。合衆國軍隊の……。

○政府委員(渡辺喜久造君) おつしやるやうに、合衆國の軍隊は行政協定の關係で駐留しておりますし、又國際連合の決議で以て駐留しておる、両方の部類があるわけでございますが、その合衆國の軍隊の中で、どの部分がこの國際連合關係の条約で一応条約の適用を受ける、そのどの部分が行政協定關係の適用を受ける、なか／＼その間が区別も非常にむづかしい点があるやうかと思ひます。そこでこの協定に伴います協定についての合意された公式議事録というのがございまして、この公式議事録の中では、合衆國の軍隊は、その派遣關係の目的から言ひまして、この國際連合決議といつたやうな問題によるものがありまして、全部行政協定關係の規定の適用を受ける、

こういうことに一応公式議事録で取極めができております。○菊川孝夫君 そういたしますと、合衆國軍隊のほうはすべては行政協定に基づくところの税法上の特例の法律によつて処理をされる、朝鮮に仮に出動しつておりましたも……それからこれに言ひ國際連合とはアメリカ合衆國を除くその他の派兵國である、こういうやうに解釈してよろしうございますか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 適用についてはおつしやる通りに御解釈願つて結構でございます。○菊川孝夫君 その次に第三号の「日本国に通常居住するものを除く」というあるのですが、これは、例えば日本に居留民として来ておる、学生その他が留学生として来ておつた、その連中が臨時に軍属に採用をされる、こういうのはここには適用をされないのですか。實際問題として軍属に採用されたといつた場合には、軍属の証明も持つて来てなか／＼困難だと思ふのだが、あなたのほうの解釈によると日本国内に居住するものを除くといふのは、そういう意味を言うのであるか、或いはそれともほかの意味を含んでおるのか、御説明を願ひたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) 結論から申し上げますと、おつしやる通りでございます。これは行政協定の場合も同じであります。結局この場合に、所得税免除の問題が一番大きなのでございまして、従来日本で以てすでに例えば商売でもしてたと、こういう人は当然日本に納税義務を持つていたわけでございます。そういう人がたま／＼軍属になつたからといつて税金は免除

しない、そこで日本における軍の軍属になるために、わざ／＼アメリカとか、そういうたよその國から来た人だけについて、この免税を認めて行こう、こういうやうな考え方でございまして、それではもうすでに軍属になつた場合においてはわからんじやないかと、こういうやうな御疑問が第二におありのやうでございまして、現在まで一応主としてこれは行政協定の關係で一番大きく出て来ておる事例でございますが、向うから一応の経歴などを書いたものを出して頂きまして、そうしてこういう人については、これはここに言ひ軍属の條件に該当するものと認める。で、ここに言ひこういう人はその括弧の中の「日本国に通常居住する者」というものに認められざるを得ない。こういうやうな區別をしておりまして、それによりまして全体としての扱いをしております。

○菊川孝夫君 次に四号の「二十一歳未満」といふ、この法律の基礎ですが、これは日本の扶養家族の年齢、これは同じ税法ですが、扶養控除を受けるところの年齢とこの年齢をどういふやうに調整しておられるか、この二十一歳といふのは何か根拠があつておつたになつたのですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 扶養控除の關係は曾つては年齢を一応制限しておりましたが、シャウプの税制改正の機会だと思ひますが、年齢の制限といふことは一応除いてしまひまして、結局他の所得者の所得によつて生活しているといつた生活の依存關係でございまして、これだけで現存やつております。この二十一歳の關係は行政協定の交渉の機会におきまして、やはりこ

の辺に線を引きました。國連軍の場合におきまして、同じやうな扱いをしていいだらうというわけでございます。○菊川孝夫君 次に五号に「派遣國の歳出外資金により」といふあるのですが、これはどういふ意味か御説明願ひたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) ここにあります「軍人用販売機關等」といふのは米軍の場合であります。PXに當るものといふやうにお考え願つていいと思つております。ああいうところで扱つておりますものは結局まあその國の予算の歳出によつて買ひのじやなくて、歳出外資金で買ひ、國で買ひ場合におきましてはこれは國自体のその目的、軍人の個人的な生活のための目的といひますが、まあ軍自体のための目的といひつたやうな關係の点でまあ調達しておるやうでありまして、従いましてこの軍人用販売機關といふのは、國そのものではないけれども、まあ國に準ずるもの、そういうやうな意味におきまして、派遣國の歳出外資金で以て買つておるといふやうな關係でありまして、そういう意味で以てこの派遣國の歳出外資金という言葉を使つておる次第であります。

○菊川孝夫君 第五条の國税規則取締法等の特例、この点についてであります。先ほど冒頭にお尋ねしたのと関連を持つておるわけですが、今までは勿論法律によつて特別な扱いをして来たわけでもなしに認めて来たのであります。だから國税規則取締法等の特例、これによつて何ら処分も今まではできなかった。何をやられてもどうせ認めてあるのだから、何をやられて

もこれは処分できない。こういうことになつておるのだが、この点一つ伺つておきたい。向うのやり次第だ、というところは酒と煙草を持つて来て、それを外に売つた、こういうような軍人販売機関で買つて来たものを日本人に横流しをした、こういうことをやつておつてもやれなかつた、こういうことですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 我々としてはそういう事犯がありますれば一応それは話合ひは話合ひとして、犯則としてはやはり処置すべきものだというふうにしてやつて来ておられますが、行政協定関係のある米軍関係におきましては、いろいろ事例がありまして、米軍以外の国の軍隊につきましての問題は今のところ現実の問題として、まあ事例が出ておられますものだから、具体的にどうしようという問題は問題にならない、こういう次第でございます。

○菊川孝夫君 いや、私のお尋ねするのは、国連軍は質が悪い。むしろアメリカよりも質が悪いというところはオーストラリア、或いは特にオーストラリアのごときは非常に彼らは質が悪い。又彼らは非常に反日的でもあるわけですから。もうあれたちの反日態度というのは全くひどいので、なめ切つて、恐らく国税違反も相当やつておつたと思うのです。で、特権も認めて、正式には認めておらないとすると、何をやらせても今までもこれを頼りするよりしようがなかつたのか。それともあんな事例がないと言ひけれども、事例がないというはずはないと思うのだ。彼らこそ最も悪質だと思ふのですが、何なら挙げてもいいのですが、具体的に

の事例を。具あたりで調査したのがある。

○政府委員(渡辺喜久造君) まあ税の関係としてはございせんが、何か神戸で以て問題になつた事件がありましたね。

○菊川孝夫君 あれは英軍とね。

○政府委員(渡辺喜久造君) それからその後におきまして、一九五三年十月二十六日に東京で以て日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書、議定書の附属書、こういうものが一応ございまして、刑事裁判権につきましては、この附属書によりまして、大体現在ここで考へておりますことと同じような措置ができるというところに取極めができておつたわけでございます。従ひましてこの附属書の調印された以後におきましては、条約的なものがありませんで、国内的な法規で以て措置できることになつていたわけでございますが、具体的な事例として、それによつて措置したというところは、我々まあ聞いておりませぬ。結局事態そのものが問題になつたことはなかつたと解すべきものと思ひます。

○菊川孝夫君 最後に一つお尋ねしておきたいのは、こういうこの法律、今も説明されましたように、何力国かの軍隊が来ております。だからイギリスもおればカナダもおる、イタリアもおればギリシヤもおる、ドイツもおるという工合で、各国から来ているわけですが、従つてこれは公布されました場合には、やはり各国語にそれ／＼翻訳をしておられるのか。これは何つておくのですが、英文のものを向うに渡して周

知方を徹底しておくのか、この取扱ひ方をあつたのほうでどういうふうにおやりになるのですか。というの、こんなものは前例がない法律なんです。これはただ官報に載せたというの、日本の官報に載るのであつて、日本人にはわかる。併し適用を受けるのは日本人じゃないのでありますから、それ／＼言語も違ふこれらに対する取扱いをどういうふうに一体処理されようとするのか、伺つておきたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) 従来までまあ話を進めて行く過程におきまして、或いはその他の問題を処理する過程におきまして、まあ国際連合の全体を一応代理するような、或いは代表するといひますか、人がずつと来ていたわけでございます。それとまあ我々は話して来たわけでございます。一応これが成立します。そうすると、結局これは条約のほうを御覧になるとおわかりになります。それ／＼の国が同意すれば、それを日本政府にその同意書を寄託しまして、そこで二箇の条約がはつきり結ばれるわけでありまして、それによつてこの規定、法律も動いて行く。従ひまして従来の経過から言ひますれば、国際連合の代表的な人たちがとお話合ひを進めて来たわけでありまして、今後につきましては、それ

で大体十分目的が達し得るのか、或いは更に今御指摘のように、相当各国語に訳さざるを得ないのか、まあその辺などにつきましては、更に実態に即してよく検討もし、適切な措置をとりたいと考えております。

○菊川孝夫君 それじゃ税関部長に伺ひますが、今まで各税関で、これらの国連軍の軍隊がいろいろのものを持ち

込んだり、送つて来られる。その際にあなたのほうで、これは少くともアメリカとの行政協定に基いて定められた法律にも違反しておるといふ事例があつたかどうか。この点あつたとするならば、どういうのがあつて、その処理はどういうふうになつてゐるか、これを一つ伺つておきたい。

○政府委員(北島武雄君) 一般の国連軍については一時横流しがあつたという風評は飛んでおつたわけでありまして。ただその横流しと申しますのは、恐らくPX等が免税で以て入れましたものを買つて、それを日本人に譲渡する場合でありまして、併しこの譲渡を新しく輸入とみなして税金を取るといふのは、今度の準用いたしておられますところの行政協定特例法によつて初めて出て来るわけでありまして。ですから、今度のこの法律がない間は、PXが免税で入れましたものを軍人が買つて、そしてこれを日本人に譲渡しても、まあ通称は横流しと申せるかも知れませぬけれども、関税法では何らの罰則が適用されなかつたわけでございます。そこで国連軍は犯則が多いにかかわらず、やつてないじやないかというやうなことが出ると思ひますのであります。本当のその当時行われました事例は、恐らくはやはりPXから購入いたしましたものを日本人に譲渡するといふことはあつたわけでありまして。これについては只今申しましたやうなわけで、私もといたしまして、法律に規定がございせんので、無免許譲受犯の共犯として処罰することができないのであります。ただ本当に船に乗つて来て、まあ金塊を密輸入するといふことは現行の法令でも処罰することは

できるわけでありまして、これについては私も実はそのやうな事例は聞いたことがございせん。大部分が市中においてPXから買つたものをいわゆる横流ししておつた、こういう事例のように存じております。従ひまして関税法上特に密輸入として今まで上がつた事件は存じませぬ。

○菊川孝夫君 我々の聞いておるところによりますと、このオーストラリア、それからイギリス等の軍隊は、軍人がアメリカの軍人に比べて非常に給与が悪い。ところが付合ひはそれと同じやうにやつて行きたいといふところから、今あなたの言われましたやうな、PX等で買つて来て盛んに横流しをやつて、それで飲み代を稼いでおつたといふことを、呉のほうへ行つて我々が調査したところによると、そういう事犯が随分あつたわけなんです。この法律ができて、恐らくなかつた／＼絶えない、この見られるのですが、これらについての取締りのために、これは先ほど説明した呉とそれから広あたりで、相当の人員でも配置しないと、やはりやられるのじやないかと思ひます。が、これらについて、この法律をこしらへまして、実際に厳重に実施しないといふ意味がないと思ひます。これはもう考えておられるのか。

○政府委員(北島武雄君) 御説の通りに、この法律が通過して実施になりますれば、PX等で買ひましたものを日本人に譲渡する場合には、譲受人たる日本人から税金を徴収する。仮に譲受人が免許を得ないで、従つて税金を納めておらず、これをばいしまに使用しておりますれば、これは関税法違反になる。その場合におきまして、軍人の

ほうの立場はと申しますと、これは譲り渡しについて許可を得なければならんことになっております。その譲り渡しについて許可を得ないというのと、もう一つは譲り受けるについての無免許輸入の共犯という恰好になるわけでありまして、この場合についてなかなか範囲がとりにくいと思ふのであります。今度の法律が実施になりますれば、呉税関事務所あたりにおきましては相当しつかり押を締めてから人と駄目だと思つております。ただ御承知の通りこの税関の定員はやはり行政整理のあたりを食ひまして、目下定員法で削減さるべき運命になつておりますが、私もといひましては、できるだけ重点的に人を配しまして、いやくもこういつた事例については断固としてこの特例法を適用いたしまして取締るつもりで万端用意いたしてあります。

○菊川孝夫君 大蔵大臣の代理で出席されました政務次官に何つておきたいのですが、この日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案というのが、今漸く国会に出されたのであります。この法律案が、議和条約発効後一定期間を限つて占領軍がおこなうことができたが、この占領軍が一定の期間が過ぎますと、すべてあれは九カ月でしかた、一年でしかた、撤退しなければならぬにもかかわらず、何らの協定もなしにおつたわけですが、協定のことはこれは外務委員会の問題ですから暫らくおといたしまして、然らば国内法に基くところの所得税法等の臨時特例というの、アメリカの行政協定に基くところの臨時特例にござい

まして、アメリカ軍が一応その特例の適用を受けておりました。併し国連軍についてはその適用はなかつたわけですから、従つて協定もなしに、それから内法のそういう臨時特例の適用も受けてないにもかかわらず、この法律が実質的にはあると同じようなと申しますか、あるよりもより以上広い特例を大蔵省でやつて来た、これは事実だと思ふ。税金もかけてないし、それから関税のほうも殆んど税金をとつていない、これと同じようなことをやつて来たとするならば、国内の法律上の技術から申しまして、自主権の侵害、まさに國權の侵害であるといふことは言えると思ふ。而もそれは誰がやつて来たかといふと、政府が勝手にやつて来て、国会で、こういうことを当分やりますから、協定ができませんから一つ認めてもらいたいという報告もされておられません。勝手に政府がやつて来たといふことになる、我々から言ふならば、まさに屈辱的な外交であると言わなければならぬと思ふのであります。これについて大蔵大臣の代理として植木政務次官が今日までこの問題とはどういふつもりで取組んで来たか、この点を政府を代表して所信を明らかにして頂きたいと思ひます。

○政府委員(植木慶子郎君) お答え申し上げます。今回のこの臨時特例に関する法律で処理しようと思ふと、おおよそ近いところのものが実際上行われて来ておつた疑いがあり、或いはそうじやないかと思はれる。その点は大不都合だといふお叱りをこうむつておりますが、この点につきましては、大蔵当局といたしましては、成るべくそれ／＼根拠に基いて処理をするのが

適當であると思ひまして、今日までそれぞれ外交関係の面におきまして、当局を通じて折衝してございまして、その結果、今回こうしたことを協定ができ、又法律も御審議をお願いするといふようなことに相成つておるのであります。従来の問題といたしましては、日本国との平和条約、その第三章第五項の第三項に書いてあります規定でありまして、国際連合が憲章に従つてとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、且つ、國際連合が防止行動又は強制行動をとるいかなる国に対しても援助の供与を慎むことという、こういう規定がございします。そしてそれは「日本国は、國際連合憲章第二章に掲げる義務、特に次の義務を受諾する」と書いてあります三つ列挙したうちの第三項にあるのであります。この平和条約の趣旨から考へましても、できる限りこうした援助的な態度に出ることが適當であるといふ考への下に、今日まで政府としては処理して参つた次第でござい

○菊川孝夫君 その点が外務大臣の岡崎君もいふ言つていふところなんです。何かあると、その平和条約のその文章を持ち出して、あらゆる援助を与えろんだと言つて、今日まで来たんです。それで大蔵省としては、その外交問題は暫く外務委員会に譲るといたしまして、あらゆる援助を与えろといふのならば、その平和条約に基いてでも、この法律の臨時特例というやつを拵えておけばよかつた。別に國連軍の地位に関する協定が実施されなくても、あらゆる援助を与えなければならぬのでありますから、そのときにそれ

じや所得税法等の臨時特例、臨時法といふものを一応国内法的に制定して、そして國會の承認を得ておかなければならぬが、ただあなたの言わんとするところは、あらゆる援助を与えるといふことを平和条約で締結した、それは國會の一応の承認を得ているんだから、あらゆる援助だから何をやつてもいいんだ、こういうような御解釈でやりになつたんですか。そのときに國內法的にできる限りのあらゆる援助というの、法律を拵えてあらゆる援助を与える、こういうふうにできるわけがございまして、そのときに何故やらなかつたか。

○政府委員(渡辺喜久造君) お話のよな点は確かに一つの考え方であると思ひますが、結局やはり具体的な内容と言ひますが、どの程度までそれを認めて行くかといふ点につきまして、やはりいろいろ外交的な交渉もあつたものでございまして、その交渉の結論を待つまで一応そのまゝにして、同時に交渉が今度成立した段階になつて参りましたので、この機会に作ろう、こういうわけがございまして、まあ一方的にどん／＼作つておけばよかつたのじやないか——ただその作の内容の問題につきましてはやはりいろいろ論議があつたわけがございまして、そういうような点もございしたので、つい現在までまあ見送らざるを得なかつた、かような実情でござい

て一応処理したわけでありまして、その他の事項、例えば公用船に対しては、一応現在の、今度の國連協定におきましては順税は免除することになつておりますが、それが他の商業貨物等を積載した場合におきましては、行政協定におきましては順税を徴収することになつております。この点につきましては、私もいひましては順税を徴収したものがございまして、國連軍の公用船に対しても順税を徴収したのもございまして、それから又國連軍の軍人が自動車を入した、携帯用品でなく、あとで自動車を輸入した場合におきましては免税にしてくれという話

がございまして、これは自動車に対する税金は徴収いたしてあります。○菊川孝夫君 次に政務次官にも一つ伺つておきたいのは、しやし纖維品の課税に関する法律ですけれども、これは僕らの知り得た、これは確かな、それこそ先ほども言つたのですが、中曾根君じやないですが、政治的生命をかけて発言するのですが、政府がみづから提出したのにかかわらず、与党たる自由党が、第一に先に立つてこの法案を審議終了にしようといふし、又そう決定しておるというところは公然の秘密になつておるのですが、にもかかわらずこの第一条には「しやし纖維品の課税に関する法律」といふことをちゃんと謳つてある。それはまあ野党が結束してこれを審議終了にするなり或いは否決するといふことは、これは止むを得ないといひましたが、与党が先に立つてこれを審議終了にしよう、或いは否決しようとかかつているのですから、まあ否決はできないもので、止むを得ず苦肉の策として審議

○政府委員(植木廣子郎君) 只今如何に美辞麗句を並べてもおつしやいました、私率直に申し上げます、この第一条にあります「しやし織維品の課税に関する法律」云々のこの問題についてであります、大蔵当局といたしまして、或いは政府といたしまして、この税法案につきましては、今日まで審議が非常に遅れているというところにつきましては、非常に遺憾に思っているのであります。我々といまして

て、これを審議未了にしようというよりなことは全然事実がないと私は確信いたしております。私は何回も幹部に確めております。従つてこの法律案につきましては、私は機会あるたびごとに、この審議の促進かたを衆議院の大蔵委員会の方々にもお願いをしておりますし、又党の幹部の方々にも何らかの方法で、成るべく早く一つお願いしたいと、こう言つております。ただ不幸にして今日までこのことが実現され

以てその間に是非とも両院を通過して、そうして本當にこの文言が生かされて使ふような事態になるように非常に希望し、期待しているというのが私の偽らざる心情であることをお答え申上げておきます。

○菊川孝夫君 温厚な植木さんの言明されたことを又言うのは私として好まるところであります、率直にこの際はつきり申上げておきますが、あなたのお氣持ならば、それはそのつもりで

つておることは知つておるけれども、政府が責任ある答弁としてはつきりしておかんと、将来必ず問題になる。この問題は大了なことではございません、影響するところは、併し政府の臨む態度はけしからんと思う。これはあかんなら、あかんと思うけれども、この条項を今割るわけに行かんし、それでは余りあかんから、これはまあ一つ頼む、こういうことならわかるけれど

とは決して思つておりません。私は例
えば今参議院のほうにこうやつて廻つ
て参りました出資の受入、預り金及び
金利等の取締に關する法律案、これの
ときにも、一時は新聞等にも審議未了
にきめてしまつたのだというような噂
も飛んだりなんかしましたが、併し国
会内の多数の皆様の良識が、これは是
非通さなければならんということがお
のずから衆議院の議になりまして、幸
いにして通過した、修正は受けました

けれども通過して、非常に遅れて申訳ありませんが、こうやつて参議院で今お願いをしておるというふうなこともありませんし、組織税の問題もいさゝかそれは経過を辿りましたが、私、大蔵省当局としては、まず今日組織品の課税という問題について、政府原案の程度のごときものは止むを得ない、当然他の物品税その他の権衡上から考えまして、このくらの消費税を新設することは止むを得ないものと、かように考えておりますので、是非とも審議をしておらう、又は是非これを通してもらおうという努力を、最後に是非ともやろうという考え方でやつております。この点主税局長も同様でありますし、大蔵省一生懸命になつておりますので、どうぞさういふふうにお受けと願ひたい。

○菊川孝夫君 あなたのお気持はよくわかりました。気持はよくわかりましたけれども、それではお気持だけで、ここにおける本場の私の聞かんとする質問に対する答弁にはなつておらんと私は思いますけれども、これは押問答でありますから、若しもさういふふうにあなは甘く見ておられるとするならば、よほど手党から遊離しているのではないかと率直なことを申し上げても手党の今の情勢から遊離している。政務次官としての何は、若干これはどうもおかしいぞと言わざるを得ないと思ひますけれども、これは議論になりますから、そんなことを言つて、若しも通つてしまつたといふことになりますと、こちらの負けですけれども、これは私のほうではよほど向うの政治情勢に通じておる。これだけを申し上げて、これはもう一週間か十日のうちに

明らかにするのですから、それで私の質問は打ち切ります。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでございますが、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○菊川孝夫君 私は社会党の第四控室を代表いたします。日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案に對しては反対をいたします。

反対の理由は、先ほどから質疑応答を通じて、一応我々の考えを申述べた通りでございますが、先ず国連軍の日本駐屯に對しては、これはおつてもらつては迷惑である。それから国連軍が日本に駐在するところの根拠といふのは、先ほど植木政務次官から話があつたやうな、平和条約に基いてであります。その平和条約そのものに對して、我々はこれを承認しないという立場に立つてゐる。これはいろいろの理由もありますが、国連軍が平和条約発効後も、この条項を楯にとつて、さうしてとどまるであらうからといふ見通しが我々はつたからして、これに反対した理由の一つになつておるわけでありま。これらについては日本にとつては決してプラスにはならない、マイナスになると思ふのですが、そのマイナスになる外国軍隊に對して

所得税その他の税法上の特例を設けまして優遇しなければならぬという理由はどこにも見出せない。反対理由の第一点であります。

第二点は、今日までこの法律が制定されるまで、すでに実質上はこの法律があると同様に、又はそれ以上に、これらに特例を認めて来たといふことは、政府が勝手に、国会の承認を経ずに、政府みずから日本の自主権を放棄して来たものである。仮にこれは日本の軍隊が戦前においてではあります、どこに行つても、さういふことをやつたならば、恐らく内政干渉である、自主権の侵害であるといふことで強く反対をされたであらう。で、戦争に負けた結果、まあ初めてさういふ敗戦といふ苦杯を日本人がなめましたために、もう色の變つた人たちに對して、主張すべき点も十分主張しないやうな、主張し得ないやうに私は日本人が気が失せてしまつた。その第一の理由は、やつぱり吉田内閣の今までの屈辱外交、何でも頭を下げておけばいい、これが国民に大きくさういふ氣風を植へつけてしまつた。政府みずからさういふことをやつていたといふことは、後世の史家は鋭くこの点を批判をするであらうと思ひます。従つて、これは吉田内閣といひまして重大なる責任だと思ふ。仮にどうしても認めなければならぬとするならば、講和条約が発効して、国連軍の撤退する期限内にこの協定を結び、又所得税法等の臨時特例に関する法律も制定しておかなければならなかつたと思ふのであります。今日までこれを等閑に付して、而もよきとめなんだといふ

ことは、外交上から申し申しても、非常な吉田内閣の手落ちであつた。私はかように感じます。さういふ点からも、今頃こんなものを出して来るなら、もうどうせ放つておいたのだから放つておけ、さういふ意味からも、この法律案に對しては反対いたすわけでありま。

その他いろいろ反対理由はありますけれども、時間の關係上省略いたします。この法案に對しては絶対には行かんといふところから、我が党を代表して強く反対の意見を申述べておきます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。

【賛成者挙手】

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひたいと存じます。それから多数意見者の御署名をお願いします。

多数意見者署名
木内 四郎 東 隆
白井 勇 三木與吉郎
岡崎 眞一 小林 政夫

青柳 秀夫 土田國太郎
堀木 鐵三 前田 久吉

○委員長(大矢半次郎君) 次に、日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案を議題といたしまして質疑を行います。

速記を止めて下さい。

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下さい。

○菊川孝夫君 この条約の第二条の恒久的施設ですが、これは相互間を比較してみた場合に、どのような比重になるかあなたのほうで調べてみたところとがあらうか。日本にアメリカが持つてゐるものと、日本が反対にアメリカ側に持つてゐるものと、この比重は十対七とか或いは十対五、これは大体わかるだらうと思ふんですが、この協定を結ぶ場合には、当然参考資料としてなければならぬと思ひますが……。

○政府委員(渡辺喜久造君) 一応の資料はございますので、ちよつと申述べます。アメリカ人関係が、アメリカ人で日本にゐる、従つて日本の課税を受ける、さういふたやうな関係、多少御質問の部分その他の部分まで入るかも知れませんが、大体米国人で本邦内に居住する者、これは今いろいろ御議論になりました行政協定関係のああい課税を受けていない人は別でございます、約八千五百八十人、これは人数全体でございますが、その中に家族も入つておるわけでございますので、事業活動に従事してゐる者と思はれる者は、給与所得者も含めまして、それ

の四分の一以下だというふうに思つておられます。申告納税をしております者は昭和二十七年の確定申告におきまして約千人、それから源泉徴収だけが行われていた者が毎月約三百人くらい、それから日本政府に対しての所得税が申告納税の分、これは個人だけでございまして、約一億三千万円。源泉分が二千八百万円。一応はつきりした確定的な数字でございまして、こういうような数字になっております。それからアメリカの法人が日本に支店を持つてゐるもの、これは今御質問の中心であります。恒久的施設に該当するものでございまして、これが約百七十、それで昭和二十七年の四月から昭和二十八年三月までに終る事業年度におきましてこれらの法人が納付した税金が六億二千九百万円、なお、そのほかに日本に住んでいない、これも御質問の外になりますが、一緒に御答弁申上げておいたほうがいいと思ひますので御答弁申しますが、例えば技術援助とか或いは債権の關係とかファイルムの代金とか、そういったような關係で以て課税の対象となるもので、アメリカに払われておりますものが約百十億円、税金にしまして、まあ平均税率どのくらいになりますか、一割としまして十一億四千万の税金のものでございまして。

それから次に今度は逆の關係でございまして、日本の商社で以てアメリカのほうに恒久的な施設を持つてゐるもの、これは全体で百十と見ております。主なものにニューヨークにあります五十八、それからサンフランシスコの十四、ロサンゼルス、それから

ワシントンの七、新聞關係が主ですが、この辺が主なものでございまして。
○菊川孝夫君 この協定並びに法律実施に伴ひまして、先ほどからも主税局長から、これが制定され、この協定、条約の発効によりまして外資が導入されるというためには非常に好ましいことだ、こういう説明があつたわけですね。今までの条約がでない前であつたならば、二重課税を事実されることになつておつたんですか、どうですか、その点を伺つておきたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) アメリカには、今朝の午前中にも御説明申し上げたんでありますが、内閣蔵入法百三十一條という規定がありまして、一応日本で納めた税金はアメリカの税金から差引く、こういう規定が実はあるわけだ、今までの条約がでない前であつたならば、二重課税を事実されることになつておつたんですか、どうですか、その点を伺つておきたい。

が、向うは二割五分控除を認めておりません。それで源泉課税をしておりますその分は、これは日本で納めた税金だからといって控除をしております。二割五分控除のあの關係は向うで認めておりません。それでその点につきまして数度の折衝の結果、日本の法人税の性格というものを向うも理解しまして、そしてそれを二割五分控除を認めて行こう。これは恐らくこの条約が批准され発効して初めて向うもそういう扱いを認めて行くのじやないかと思ひます。その意味におきまして、この条約が発効いたしますれば、配当の關係においてアメリカの人が日本の会社からもらう配当、配当が例えば三割だということになつても、税額控除がつかますので、アメリカの会社から三割配当をもらうのに比べまして、税金を抜いた手取りとしては余ほども有利な配当になるかといつたような意味におきまして、まあ外資導入に一応の寄手をするということになるのじやないか、こういう意味で申し上げた次第であります。

○菊川孝夫君 そういう配当の場合に直ぐ関連して来るわけですが、為替の管理と、例えばこつちで配当を受取りまして、外貨でもつてこれを全部持つて行けるというふうになつてゐるのですが、外資導入の際、これが一つの痛になつてゐると思うのですが、今の状態では皆国内で預金をしておく、向うに持つて行けばいいのですが、ドルで払つてもらえれば……例えばこの間の日本輕金屬ですか、何か半分くらいの株を買つたというのですが、これは輕金屬の配当を受けた場合に、輕金屬がドルで払うわけにはいかない。そういう点は一休どうなつてゐるのですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) これは外資に関する法律の第十五条によりますと、第九條の規定により技術援助の対価若しくは社債若しくは貸付金債権の果実若しくは元本の回収金を外国へ向けた支払により受領しようとする旨が明らかにされた場合において、この法律の規定による主務大臣の認可があつたとき、又は社債若しくは貸付金債権の果実若しくは元本の回収金を外国へ向けた支払により受領しようとする場合において、当該社債若しくは貸付金債権につき第十三條の二の規定による大蔵大臣の指定があつたときは、当該認可又は指定を受けた外国投資家にて、外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により、当該対価又は当該果実若しくは元本の回収金の外国へ向けた支払が認められたものとす。但し、前條の規定により主務大臣又は大蔵大臣が条件を附した場合には、当該条件に従ふなければならぬ。……こういうふうな規定がありまして、結局大蔵大臣がドル払の配当を認めないか、あるいは配当は認めてもドル払は認めないか、こういうことをその具体的なケースに従ひましてきめて行く、こういうふうになつてゐるわけであり

○菊川孝夫君 それでわかりました、そういう場合に日本で外貨払を認められないという場合には、日本の銀行で円で預金しておかなければならぬ、この円の預金した分について、これはやはり利息については源泉徴収という問題が起きてくるわけですが、今度のこの法律ではそれはどういふふうに取り扱うことになりますか。収入にはなるわけですかね。

○政府委員(渡辺喜久造君) 日本のほうとしましては、ドル払でありまして、ドル払でありまして、一応支払がなされまして課税はいたしません。たしか私の記憶にして誤りがなければ、アメリカのほうとしましては、日本で以て円にクローズされて行く、ドルになつて来ないという場合におきましては、これは向うの国内法の關係でございまして、たしか課税を見送つてゐるような規定があつたのじやないかと思つております。アメリカの国内法としましては……

○菊川孝夫君 逆に日本人が向うの株を持つていて向うでドルの配当も受けたが、こちらには持つて来れないというふうな場合はどうなるのですか。
○政府委員(渡辺喜久造君) 日本の課税は、個人の場合、法人の場合、いずれもその全所得の金額に対して課税になります。アメリカにある場合と日本で得た所得であるとの關係なしに、総額が課税になるわけなんです。そしてアメリカにおいて源泉課税を受けたと、その源泉課税を受けた金額だけ差引いた残りの税金を日本の金でもつて納める、こういうわけなんです。
○菊川孝夫君 それからも一つお尋ねしておきたいのは、向うからレズリングの選手とか或いは映画俳優とか、いろいろの人がやつて参りまして、こちらで円を稼ぐ。又日本人も向うに行つて興行をやつたり或いはスポーツの選手なんかが行つてドルを稼ぐ、その場合にアメリカはこちらに対しては国を出る際に税金を掛けるわけですが、今度は日本に帰つて来た場合、アメリカで払つて来た場合、こち

らでは税金はとられない、こういうことになるのですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) その関係は条約の第九条にありまして、今お話になりましたような音楽家或いはスポーツの選手などのような場合におきましては、第九条の(b)が大体該当するものと思ひます。「滞在期間が当該課税年度を通じて合計九十日をこえず、且つ、その報酬が三千合衆国ドル又はこの額を当該報酬の取得の時に於ける公定の基準外国為替相場で日本円に換算した額をこえないこと」、この条件に当る場合ですね、これは両方にかかりますから、金額が三千ドル以下でありまして、期間が九十日を越えずとこの条件に当りません。それから期間が非常に短くて、例えば三十日ぐらゐでも、三千ドルを超えずと、やはりこの条件には当りません。要するに九十日を越えないということ、三千ドル以下である、この二つが一応満足されれば、日本の人が向うへ行つてくるる廻つて来まして、アメリカの税金はかけない、日本の税金だけがかかる。それからアメリカからこちらへ来ていろいろ興行をして参りまして、日本の税金はかかる。この条件を越えずと、そうするとアメリカの人がこちらへ来れば、要するに例へば一万ドルとか二万ドルとか持つて来るということになれば、日本の税金がかかる。アメリカにおきましては日本で得た所得も含めて一応税額は算定しますが、日本で納めた税額はそれは差引く。同じように日本人が向うへ行つていろいろ巡業して、報酬を得てそれが三千ドルを越していた、そうすると一応アメリカの税

金に課税されます。それは日本のほうで、歸つて来てからその一年分の所得の計算による税金の額から、アメリカで払つた税額は差引く、こういうことになるわけでありまして。ただもう少し正確に言ひますと、全額差引かれますものはたび／＼申上げておられますが、日本人の場合について言へば、アメリカの税金が日本に払つた税金よりも安かつた場合には、税金が／＼差引いて来ます。向うのほうの税金が高い場合には、按分計算によつて差引かれる。従つて向うの重い分だけは負担になる、こういう結果でございます。

○菊川孝夫君 もう一つお尋ねしておきたいのは、向うに恒久施設を持つ場合にいたしまして、支店なり営業所を持つ場合にいたしまして、これは国内の一応のバックがあつてこそ支店といふものは稼げるわけですが、例へば三井カムパニーという看板を国内に持つておつて、日本の三井物産が世界に雄飛できたので、そういう意味からしますと支店の収入といふものは、単なる支店のみに上つた収入とは言へないで、国内のバックといふことを考えなければならぬ。その点が相互に相殺し合うことになるのでありますが、ただその支店だけが来ているのでなくて、国内にナショナル・シテイといふものがあるから来ているということになるのですが、これは相当にそういうことは相殺し合うということになつてゐるのですか、これはどうですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 経済的な無形的な関係においての關係は一つであると思ひますが、それは別に税の計算の上に入つて来ないと思ひます。併し例へばナショナル・シテイの支店がこちらで仕事をしています。そのシテイの経費としては支店だけの俸給とか、そういうたもの以外に、ナショナル・シテイの本店にあるいわば総務係、社長の給料といひますか、そういうたようなもの、これはやはり或る程度支店のほうに配分、分担するといふ考え方、支店の経費を見て行くべきである。同じような意味におきまして、伊藤忠なり伊藤忠の支店がニューヨークにある。その場合に、国内的な経費としましては、支店長以下のものにいたしまして、俸給だけとつて見れば、社長とかそういう一般的な各支店を通じて仕事をしているといふ人の俸給は、これはどのくらいか、ウエイトを持たせるか、持たせ方はいろいろ議論はありましようが、考え方としてはやはり支店もそれは一応負担する。こういうふうな考え方、支店の利益を計算して行こう、条約の三条の四項に実はこの規定がございまして「恒久的施設の産業上又は商業上の利益を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含むすべての費用で、その恒久的施設に合理的に配分することができ得るものは、その生じた場所のいかんを問はず、経費に算入することを認めらるゝ、従ひまして大体まあ内容は先ほど御説明申した通りでございますが、ナショナル・シテイの支店に配分するものが合理的であると認めます経費は、それが本店の社長の給料でありまして、これは認める。併しこれはひとり日本側が認めるだけでなく、伊藤忠のニューヨーク支店の経費を認める場合におきましては、伊藤忠の本社の経費は

やはりそれに認める、こういうことになるわけでありまして。

○菊川孝夫君 それからもう一つ聞きたいのですが、今船会社なんかは全部欠損をいたしておりますが、それからニューヨーク支店或いはロスの支店、ここだけを切り離して、利益を勘定されるのか、郵船が郵船自体としては配当できないでしよう。三井だつて同じことだが、欠損をやつて、欠損の繰越をやつておるのですが、ところがニューヨーク支店だけはこれは儲かるというふうな勘定をされて、これに對して税金がかかる、こういうことになるのですか。これを一つ伺ひたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) 船会社の事例は、実はちよつと一般的には不適当じやないかと思ひます。と申しますのは、船会社の關係につきましては、この第五條にも一応出しておりました。現在すでに相互免除のことを扱つております。それはこの条約の第五條第二項に、一応交換公文書によつて船舶所得に對する二重課税防止といふことで、従ひまして郵船会社がニューヨーク或いはシアトル、サンフランシスコに支店を持つておりましたも、船会社の關係におきましては全然アメリカは課税いたしません。同様にプレジデント・ラインの支店が東京にありますも、或いは横濱にありまして、全然こちらは課税しない。従ひまして今の損益關係の問題はまあ全然問題がないわけでございます。船会社の事例はちよつと適當でないと思ひますが、併し同じような種類の事例は貿易商社でもいろいろあるわけでございます。その場合の考え方としては、やはりニューヨークならニューヨークの

支店が儲つておれば、ほかのほうで損をしておりまして、ニューヨーク支店といふものについての利益を考へる。勿論総損はやはりこめて考へる。それから同じことは丁度ニューヨークのほうの本店が損をしていても、東京の支店が儲かつておれば、日本のほうとしましては、ニューヨークの本店が損しておるということを別に考慮しないで、東京の支店の利益だけについて課税して行く、こういう考え方についておられます。

○菊川孝夫君 それからもう一つこの点が考慮されておらなければならぬと思ひますが、この前の閉鎖機關の審議の際に、在外資産の返還の問題ですが、これなんかは、もう東京海上なんかで盛んに向うの在外資産が返還される、これはまさか収入として向うでは税金はとられない。それからもう一つ、こちらで連合國財産補償法によつて補償されるものも、恐らくこれはまあ税金はかけないと思ひますが、そうすると、とれないとするならば、在外資産として凍結されておつたものは、返してもらうやつは、これは当然税金の対象外になると相互に相殺でき得るものと私は思ひます。従ひまして、この法律なり条約なりから見ても、そういうことまで触れていないように思ひますが、これは……。

○政府委員(渡辺喜久造君) その問題は、一応この条約で扱う問題外の問題として合理的に解決できるのじやないかと思つております。要するに從來凍結されてたといふか、日本の商社の財産が向うに凍結されてた。それが返還された。これはもう向うとしては新しい所得がそこに生れたわけじや

ないのですから、アメリカとしては課税される問題ではない。同じような意味におきまして、日本のほうで何か損失を与えてそれを補償したとしても、これは損失に対する補償でございまして、新しい所得としてこれを課税すべき問題じゃない。お互いの制限納税義務者の関係においてはそうだと思います。ただこういうことが起る得るのじやないかと思ひます。たしかアメリカの税法ではそういう扱いがあつたと思ひますが、戦争中に日本に財産を持つていた。それが要するに日本の財産として一応日本に接収されてしまつた。この場合にそれを一応損金に見て利益から落すことが許された。アメリカの国内の税法の言うような事例がたしかあつたと思ひますが、そういうようなことが例えばあつたと私は記憶しておりますが、それが事実なら、要するに日本で以て新しくそれが補償されたと思へば、前に税金を事実上まけてやつたわけですね、それがありませんから、従つて今度新しく入つて来るものは新しい利益としてみて、丁度国内で計算させる場合に、或る債権が取立不能になつた場合におきましては、これを貸倒れと見て一応損金に算入して課税して行く。それが商社が何かの關係で又盛り上つて来れば、それで貸倒れとしてみたものが生返つて払われれば、これを実収入として課税する。こういうのはこれは国内でやつてゐる事例なんです、たしかアメリカにおきましては、戦争中にそうした海外財産の分を損金に見ることができ規定があつたように記憶しておりますが、そういうものに規定の適用を受け、すでに戦争中に日本にあつた財産

についての分を損金に落してしまつたという会社につきましては、日本国内としては私はそれは損失の補償ですから、日本で課税するという問題はこれは起き得ないと思ひますが、アメリカのほうとしましては、前に税金を控除してやつたが故に、この場合にそれは丁度貸倒れが生返つたと同じような意味において課税所得に見る、こういう扱い、これは税の扱いとしましては適當なる扱いであると思ひます。そういう問題は起り得ると思ひます。

○菊川孝夫君 もう一つ、第四条の「一方の締約国の企業が、他方の締約国の企業の経営又は資金構成に参加していることにより」という文章ですが、これはどういふ形態を主として言つておられるのですか。企業の経営に参加する、或いは資金構成に参加するというのは、これは株を持つてゐるということ、それを指すのですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) これはいゝわば、親会社、子会社と言ひます。その關係、或いは親会社、子会社でなくとも、事実上、資金關係、資金の關係でやつてゐるとか……。

○菊川孝夫君 東芝に対するあれなんかどうですか、あれも……。

○政府委員(渡辺喜久造君) 今御指摘になりました事例は、私よく具体的に知りませんから、すぐにイエス、ノーをお答えできませんが、資金關係で事実上支配してゐる。丁度この規定は、国内法における同族会社の行為否認の規定、あれと同一趣旨の規定だといふふうにお考えになつていいと思ひますが、結局、親会社、子会社の關係にある、或いは資金構成に参加してゐるた

めにちよつと異例なことをやつてゐる。例えばこういう事例が考えられるのですが、映画の配給会社がアメリカにある。そのアメリカの配給会社の子会社が日本にある。それで日本のほうで税金を払うのは好ましくないといつた關係から、配給映画代金を非常に高くして、日本に残る金はほんまに実費を賄う程度のものしか日本に残さないで、あとは全部アメリカのほうへ持つて行つてしまふ、利益にしてしまふといつたような關係があり得るわけなんです。それは要するに、親会社、子会社の關係であることも考えられますし、そうでない關係であることも考えられるのです。そういうような場合におきまして、それは適當な料金を超えてゐるというふうな場合は、この第四条の規定、こういうふうな御理解願つていいと思つております。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありますから、質疑は終了したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと思へます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお、修正意見のあるかたは討論中にお述べを願ひます。

○小林政夫君 私は本案には賛成いたしますが、ただこの際、戦前発行された免税約款付外貨債の実施についての租税特別措置法の条項の改正を附則においてしたいと思ひますので、次の修正案を提出いたします。案文を朗讀いたします。

附則に次の一項を加える。
4 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第二条の六中「利子で、を」を「利子のうち、に改め、」到来するもの」の下に「及び当該利子について所得税を課さない旨若しくは当該利子支払の際所得税の徴収がなされない旨の特約があり、又は特約により当該利子につき課される所得税が国の負担となるもので当該六箇月を経過した日後に支払期日の到来するもの」を加える。

免税約款付外貨債には大体二種類ありまして、その利子につき租税が課されない旨又は租税の源泉徴収が行われない旨の約款のあるもの、これは本来の國債の場合であります、それと、それからもう一つは本来は地方債、或いは社債として発行されて、その利子について課される租税は、その発行者において負担する旨の約款或いはそのように解釈されるものを含むのであります、その會つての地方債、社債、現在では外貨債処理法によつて国に承継されておるのでありますけれども、この二種類のものについて、先ず第一種の本来の國債であつたものについて考へてみると、これは日本政府としては少くとも好意的にその利子について所得税を課することができなかつたと思へます。万が一所得税を課するということになつたときには、日本の國際信用を傷つけることになるので、これは課税をしないといふことにしなければならぬ。ところが租税特別措置法第二条の六によ

ると、日米租税協定発効後六カ月間を経過したのちにおいて米國より支払われる外貨債の利子に対しては所得税を課することになつておるので、この際、その点を改正する必要があるといふことが一点。それから本来地方債或いは社債であつたもので、その発行者が負担をする、こういうことになつておる所得税を負担するといふものも、現在では国が引繼いでおるわけでありまして、それを國庫としては税金を歳出で負担しても何ら取得するところはないわけですから、そういうような見地から、両方の場合を含めて免税にする。國際信義を重んずるという意味から、この際税をとりたくない、こういうことに改正をしたい。これが私の修正案の提出の理由であります。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでございますが討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと思へます。それではこれより採決に入ります。

先ず討論中にありました小林委員の修正案を議題といたします。小林委員の修正案に賛成のかたの挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて小林委員の修正案は可決せられました。

次に、只今の修正部分を除いた原案について採決をいたします。修正部分を除いた原案に賛成のかたの御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本法案は修正議決すべきものと決定をいたしました。

なお、諸般の手続は先例により委員長に御一任願います。それから多数意見者の署名を願います。

多数意見者署名

木内 四郎 三木與吉郎
白井 勇 小林 政夫
岡崎 眞一 土田国太郎
青柳 秀夫 前田 久吉
東 隆

○委員長(大矢半次郎君) これを以て本日は散会いたします。

午後四時六分散会